

令和 8 年度 第 1 回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時 令和 8 年 7 月 3 1 日 (金)
午後 2 時から
場 所 四街道市役所本館 2 号棟 1 階
1 0 1 号室

- 1 開 会
- 2 総務部長挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 諮 問
- 5 議 題

(1) 令和 7 年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
1	第 5 次四街道市障がい者基本計画の策定	福祉サービス部 障がい者支援課
2	四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定	環境部 廃棄物対策課
3	四街道市多文化共生推進プランの策定	地域共創部 みんなで課
4	四街道市住生活基本計画の策定	都市部 建築課
5	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定	地域共創部 みんなで課
6	第4次四街道市地域福祉計画の策定	福祉サービス部 社会福祉課
7	四街道市こども計画の一部変更	健康こども部 子育て支援課
8	高度地区指定基準の制定	都市部 都市計画課

(2) 令和 7 年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
9	(適用除外) 四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定 (四街道市道路占用条例の一部を改正する条例の制定) (四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定) (四街道市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定)	都市部 土木課
10	(適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
11	(適用除外) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
12	(適用除外) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
13	(適用除外) 四街道市国土強靱化地域計画の修正	危機管理監 危機管理室

14	(適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
15	(適用除外) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	消防本部 予防課
16	(適用除外) 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定	健康こども部 保育課
17	(適用除外) 四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定	健康こども部 保育課
18	(適用除外) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定	健康こども部 保育課
19	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
20	(適用除外) 四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定	総務部 総務課
21	(適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
22	(適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
23	(適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
24	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課

(3) 令和8年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

No.	行政活動の名称	担当課
25	みんなで地域づくり指針の改訂	地域共創部 みんなで課
26	立地適正化計画の策定	都市部 都市計画課
27	四街道市国土強靱化地域計画の修正	危機管理監 危機管理室
28	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
29	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
30	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
31	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
32	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
33	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課

(4) 市民参加手続の実施予定・実施状況の公表について

(5) その他

議題（１）

令和７年度

市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】福祉サービス部障がい者支援課 企画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	第5次四街道市障がい者基本計画の策定				
概 要	第5次四街道市障がい者基本計画は、障害者基本法に基づき、障がいの有無に関わらず、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み支え合うというインクルージョンの考え方をもとに、障がいのある人もない人も思いやりと支え合いの中で自分らしく安心して暮らせるまちを目指し、障がいのある方への支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R8年4月1日制定	行政活動実施時期 *2	R8年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	パブリックコメント	R8年2月12日	R8年2月13日 ～R8年3月16日	2 人 6 件	HP R8年3月25日 公告 R8年3月27日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	保健福祉審議会		R6年7月29日 ～R8年2月6日	15 人 (3) 人	R8年2月12日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)	① 市民アンケート調査 ② 事業所 アンケート調査 ③ 障がい者団体アンケート調査	① R6年8月27日 ② R6年6月21日 ③ R6年6月20日	① R6年8月27日 ～R6年9月24日 ②R6年6月21日 ～R6年7月4日 ③R6年6月20日 ～R6年7月4日	①2,578人 ②51団体 ③8団体 人	①②③ R7年5月19日
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部障がい者支援課 企画係

行政活動の名称		第5次四街道市障がい者基本計画の策定	
方法名		アンケート調査	
方法の概要		四街道市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、福祉サービス利用者(児)の台帳から抽出した 4,335 名へアンケート調査を実施	
周 知	開始日	R6年8月27日	
	周知方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R6年8月27日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(対象者へ郵送配布)	
実 施	期間	R6年8月27日 ～ R6年9月24日 29日間	
	対象者	四街道市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、福祉サービス利用者(児)の台帳から抽出した 4,335 名	属性の傾向
結 果	意見の取扱い	アンケート結果をもとに計画策定のための基礎資料として一部計画に反映	
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R7年5月19日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()	
	備考(特記事項)		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) » [健康・福祉](#) » [障がい者の福祉](#) » [障がいのある人に対する施策](#) »

第5次障がい者基本計画策定に係るアンケート調査を送付します

第5次障がい者基本計画策定に係るアンケート調査を送付します

更新：2024年8月27日

調査の目的

四街道市では、計画期間を令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とする「第5次四街道市障がい者基本計画」を策定するにあたって、皆様の生活状況や障がい施策に対する意識がどのように変化したかを調査・検証し、今後の施策に活用したいと考え、アンケート調査を実施することといたしました。
ご自宅にアンケートが届いた方は、ご協力くださるようお願いいたします。

調査概要

回答方法

郵送、インターネットでの回答
（対象者に調査票と返信用封筒を送付）

調査期間

令和6年8月下旬（調査票発送）～9月下旬（回答期限）

調査対象者

市内にお住まいで、主に障がい者手帳、通所受給者証をお持ちの方や特定疾患（難病）医療費の助成を利用されている方などから無作為に抽出した4500名

問い合わせ

調査の趣旨・内容について／市調査担当部署

四街道市役所 福祉サービス部 障がい者支援課担当

- 電話：043-421-6122（平日午前8時30分～午後5時15分）

調査票の記入・回答方法・締め切りなどについて／調査実施機関

株式会社サーベイリサーチセンター 世論・計画部

- 電話：0120-934-901（平日午前9時～午後5時30分）
- FAX：03-6826-4777
- メール：yotsukaido-survey-ml@surece.co.jp

お問い合わせ

福祉サービス部障がい者支援課
電話：043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

障がいのある人に対する施策

- ▶ [四街道市障害者雇用事例集について](#)
- ▶ [令和4年度四街道市障害者就労施設等からの物品等の調達実績について](#)
- ▶ [令和5年度の四街道市障害者就労施設等の物品等の調達の推進を図るための方針について](#)
- ▶ [「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する指針](#)
- ▶ [投票支援カードについて](#)
- ▶ [「障害者のための防災・支援マニュアル」のご案内](#)
- ▶ [令和4年度の四街道市障害者就労施設等の物品等の調達の推進を図るための方針について](#)
- ▶ [令和3年度四街道市障害者就労施設等からの物品等の調達実績について](#)
- ▶ [身体障害者補助犬について](#)
- ▶ [ストラップ型ヘルプマークを配布します](#)
- ▶ [ヘルプカードについて](#)
- ▶ [障害者差別解消法](#)
- ▶ [新しい生活様式のもとでの障害のある人への配慮について](#)
- ▶ [障害福祉に係る災害時の特例措置について](#)
- ▶ [福祉避難所設置運営マニュアルを改定しました](#)
- ▶ [旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ](#)
- ▶ [障害のある方の「働きたい」を支援します！](#)
- ▶ [市役所庁舎内で障害者就労施設等による物品販売を行っています。](#)
- ▶ [千葉県立障害者高等技術専門学校](#)

よつかいどうし しょう しゃふくし かん ちょうさ きょうりょく ねが 四街道市の 障がい者福祉に関する 調査へのご協 力 のお願い

ひ ごろ し せい きょうりょく
日頃より、市政にご協 力 いただきありがとうございます。

よつかいどうし けいかくきかん れいわ ねん ど ねん ど れいわ ねん ど ねん ど ねんかん
四街道市では、計画期間を令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間と
する「第5次四街道市 障がい者基本計画」を策定するにあたって、皆様の生活 状 況 や 障がい施策
に対する意識がどのように変化したかを 調 査 ・ 検 証 し、今後の施策に活用したいと 考 え、アン
ケート 調 査 を実施することといたしました。

ちょうさ ひょう
この調査票は、市内にお住まいで、主に 障がい者手帳や通所受給者証をお持ちの方、国また
は千葉県が指定する難病医療費等助成対象疾病を 患 っている方など、「障害者総合支援法」の
サービス対象となる方々から約4,400名を 抽 出 し、お願いしております。なお、調査は無記名で
あり、結果については統計的に処理しますので、個人的にご迷惑をおかけすることはありません。

つきましては、この 調 査 の趣旨をご理解いただき、ご協 力 くださるようお願いいたします。

れいわ ねん ねん がつ
令和6年（2024年）8月

よつかいどうしちょう すすき ようすけ
四街道市長 鈴木 陽介

きにゆう ご記入にあたって

- 1 原則としてご本人が 中 心になってご回答ください。ただし、ご本人が「障がいのため記入で
きない」「乳幼児や児童であるため記入できない」などの場合は、ご家族の人、介助者の人等が、
ご本人の立場でお答えください。
- 2 書き終わりましたら、名前は書かないで、2024年9月24日（火）までに、同封の返信用封筒を使
って返送してください。切手を貼る必要はありません。
- 3 別紙でご案内のインターネットによる回答をされた場合、この 調 査 票 の記入、返送は不要です。

ちょうさ ないよう かいどう い か と あ さき
調査の内容、回答のしかたなどについて、わからないことがございましたら、以下のお問い合わせ先
までご連絡ください。

◆お問い合わせ先：

ちょうさ しゅし ないよう し ちょうさたんどうぶしょ
【調査の趣旨・内容について／市調査担当部署】

- ・四街道市役所 福祉サービス部 障がい者支援課担当
- ・電話：043-421-6122（平日8：30～17：15）

ちょうさ ひょう きにゆう かいどうほうほう し き ちょうさじっしきかん
【調査票の記入・回答方法・締め切りなどについて／調査実施機関】

- ・株式会社サーベイリサーチセンター 世論・計画部
- ・電話：0120-934-901（平日9：00～17：30） F A X：03-6826-4777
- メール：yotsukaido-survey-ml@surece.co.jp

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部障がい者支援課 企画係

行政活動の名称		第5次四街道市障がい者基本計画の策定		
方法名		アンケート調査		
方法の概要		市内障害福祉サービス事業所 計76事業所 市内障がい福祉団体、不登校児支援団体計13団体へアンケート調査を実施		
周 知	開始日	R6年6月21日(市内障がい福祉サービス事業管理者) R6年6月20日(市内障がい者団体不登校児支援団体)		
	周知方法	☐ 広報 年 月 日 ☐ HP 年 月 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(対象者へメールにて依頼)		
実 施	期間	R6年6月21日 ～ R6年7月4日(市内障がい福祉サービス事業管理者) 14日間 R6年6月20日 ～ R6年7月4日(市内障がい者団体、不登校児支援団体) 15日間		
	対象者	市内障害福祉サービス事業所 計76 事業所 市内障がい福祉団体、不登校児支援団体 計13団体	属性の傾向	
結 果	意見の取扱い	アンケート結果をもとに計画策定のための基礎資料として一部計画に反映		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R7年5月19日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

障 号 外
令和 6 年 6 月 21 日

市内障がい福祉サービス事業所管理者 様

四街道市長 鈴木 陽介

四街道市障がい者基本計画策定にむけたアンケート調査の実施について（依頼）

日頃より、本市の障がい福祉行政につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。現在、四街道市では令和 8 年度を初年度とする次期障がい者基本計画の策定を進めています。計画の策定にあたり、障がいのある方々の日常生活の状況やご意見・ご要望などをとらえるため、市内 4,500 人の障がい者を対象としたアンケート調査を 8 月に予定しています。市民アンケート調査だけではとらえきれない課題やご意見・ご要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、福祉サービス等事業所のアンケート調査のご協力をお願いいたします。

記

アンケート調査票の提出について

1 送付書類

別添アンケート調査票

※複数事業を運営する法人におかれましては、各事業所ごとに作成ください。

2 提出方法

メールにて、障がい者支援課（yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp）宛にご返送ください。

3 提出期限 令和 6 年 7 月 4 日（木）まで

【問い合わせ】

四街道市福祉サービス部障がい者支援課

担当：宮内

TEL：043-421-6122

Email：yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市障がい者基本計画策定に向けたへ向けたアンケート調査 (福祉サービス事業者)

現在、四街道市では令和 8 年度を初年度とする次期障がい者基本計画の策定を進めています。計画の策定にあたり、障がいのある方々の日常生活の状況やご意見・ご要望などをとらえるため、市内 4,500 人の障がい者を対象としたアンケート調査を 8 月に予定しています。

市民アンケート調査だけではとらえきれない課題やご意見・ご要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査のご協力をお願いいたします。

提出期限：令和 6 年 7 月 4 日（木）

事業所名			
事業種別			
問合せ担当者名		連絡先（電話番号・メールアドレス）	

Q1 貴事業所の主な利用者について（障がい種別や年齢構成等）をご記入ください。

主な利用者	
-------	--

Q2 貴事業所の主な事業内容と特色や工夫されていることについてご記入ください。

事業内容	
特色や工夫	

Q3 貴事業所で事業を行う上で何か課題・問題などがありますか。またそれはどのような内容ですか。

--

Q4 貴事業所が運営を続けていくうえで、行政（四街道市等）にはどのような支援を期待しますか。

--

Q5 貴事業所が運営を続けていくうえで、行政以外（市民等）にはどのような支援を期待しますか。

--

Q6 本市で暮らす障がい者（児）をめぐり、どのような課題があるとお考えですか。

--

令和6年6月20日

市内障がい者団体 各位

四街道市長 鈴木 陽介

四街道市障がい者基本計画策定にむけた「障がい者団体意見交換会」の実施について

現在、四街道市では令和8年度を初年度とする次期障がい者基本計画の策定を進めています。計画の策定にあたり、障がいのある方々の日常生活の状況やご意見・ご要望などをとらえるため、市内約4,500人の障がい者を対象としたアンケート調査を8月に予定しています。市民アンケート調査だけではとらえきれない課題やご意見・ご要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、障がい者団体へ向けたアンケート調査のご協力をお願いいたします。

また、ご希望のある団体について、アンケート調査に記載いただいた内容をもとに意見交換会を開催いたします。別紙「日程調整シート」も併せてご提出ください。よろしくお願いいたします。

記

1. 意見交換会・日程調整シートについて

- 1) 日 程 第1～3希望までご記入いただいたものを調整の上、日程が決まりましたらご連絡いたします。
- 2) 時 間 1団体当たりの時間は、1時間程度を予定しています。
- 3) 提出方法 メール、FAXまたは持参
- 4) 提出期限 令和6年6月24日（月）まで

※会場は、市役所新館1階会議室を予定しております。会場の関係から、各団体の出席者は2名までとさせていただきます。

※意見交換会を希望しない団体につきましては、アンケートにより詳細にご記入ください。

2. 事前アンケートについて

- 1) 提出方法 メール、FAXまたは持参
- 2) 提出期限 令和6年7月4日（木）まで

【問い合わせ】

四街道市役所 福祉サービス部 障がい者支援課

担当：宮内、石田、金子

TEL：043-421-6122

FAX：043-424-2011

メール：yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市障がい者基本計画策定に向けた障がい者団体へ向けたアンケート調査

現在、四街道市では令和 8 年度を初年度とする次期障がい者基本計画の策定を進めています。計画の策定にあたり、障がいのある方々の日常生活の状況やご意見・ご要望などをとらえるため、市内約 4,500 人の障がい者を対象としたアンケート調査を 8 月に予定しています。

市民アンケート調査だけではとらえきれない課題やご意見・ご要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、障がい者団体へ向けたアンケート調査のご協力をお願いいたします。

また、ご希望のある団体について、アンケート調査に記載いただいた内容をもとに意見交換会を開催いたします。別紙「日程調整シート」も併せてご提出ください。よろしくお願いいたします。

提出期限：令和 6 年 7 月 4 日（木）

団体名称		
代表者氏名		
連絡先	電話	メール

Q1 貴団体がどのような会員で構成され（障がい種別や年齢構成等）、また会員数がどの程度かをご記入ください。

構成している会員	
会員数	

Q2 貴団体の活動目的や活動内容について、ご記入ください。

活動目的	
活動内容	



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) » [市政情報](#) » [主な施策・計画・取り組み](#) » [構想・計画](#) » [健康・福祉](#) » [四街道市障がい者基本計画・障がい福祉計画](#) »

第5次四街道市障がい者基本計画の策定に係るアンケート調査報告書について

第5次四街道市障がい者基本計画の策定に係るアンケート調査報告書について

更新：2025年5月19日

四街道市では「第5次四街道市障がい者基本計画」を策定するため、市内在住の障がい当事者の方、市内障がい福祉サービス事業所、市内障がい福祉団体等を対象にアンケートを実施いたしました。集計結果がまとまりましたのでご報告いたします。アンケートにご協力いただきました皆様ありがとうございました。

↓ [四街道市の障がい者福祉に関する調査報告書 \(PDF: 9.171KB\)](#)

四街道市の障がい者福祉に関する調査報告書のファイル

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部障がい者支援課
電話：043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

四街道市障がい者基本計画・障がい福祉計画

- ▶ [第5次四街道市障がい者基本計画を策定しました。](#)
- ▶ [第5次四街道市障がい者基本計画の策定に係るアンケート調査報告書について](#)
- ▶ [四街道市 障害者福祉に関する調査報告書](#)
- ▶ [第7期四街道市障がい福祉計画・第3期四街道市障がい児福祉計画 \(令和6年度から令和11年度\)](#)
- ▶ [第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画 \(令和3年度～令和5年度\)](#)
- ▶ [第5期四街道市障害福祉計画・第1期四街道市障害児福祉計画 \(平成30年度～平成32年度 \(令和2年度\)\)](#)
- ▶ [第4次四街道市障害者基本計画](#)
- ▶ [第4期障害福祉計画 \(平成27年度～平成29年度\)](#)
- ▶ [四街道市障害者基本計画・第3期障害福祉計画](#)
- ▶ [障害者基本計画の見直し及び第3期障害福祉計画の策定に係るアンケート調査報告書について](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部障がい者支援課 企画係

行政活動の名称		第5次四街道市障がい者基本計画の策定						
審議会等の名称		四街道市保健福祉審議会			委員数(うち公募)		15(3)人	
実施	意見を求めた日	R6年7月29日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()				
	計画等、資料の名称	第5次四街道市障がい者基本計画(案)						
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R6年7月29日(月)	(2)	〔2〕	年	月	日()	() 〔 〕
		R7年2月3日(月)	(2)	〔0〕	年	月	日()	() 〔 〕
		R7年5月19日(月)	(2)	〔3〕	年	月	日()	() 〔 〕
		R8年2月6日(金)	(3)	〔2〕	年	月	日()	() 〔 〕
意見提出された日	R8年2月6日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他 ()					
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。							
結果	意見の取扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。						
	公表日(公告日)・公告番号	R8年2月12日 四街道市公告第32号の2						
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R8年2月12日		☐ 回覧 年 月 日		
☐ その他()								

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

社 第 1 7 2 号
令和 6 年 7 月 2 9 日

四街道市保健福祉審議会
会長 澁谷 哲 様

四街道市長 鈴木 陽 介



第 5 次四街道市障がい者基本計画の策定について（諮問）

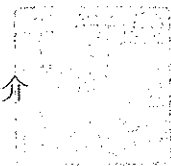
四街道市保健福祉審議会条例第 2 条の規定により、第 5 次四街道市障がい者基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年2月12日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市保健福祉審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第5次四街道市障がい者基本計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、

福祉サービス部障がい者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部障がい者支援課（Tel 043-421-6122）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(審議会等手続) 第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

(審議会等手続) 第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

更新：2026年2月12日

第5次四街道市障がい者基本計画に関する四街道市保健福祉審議会への諮問

第5次四街道市障がい者基本計画について、令和6年7月29日開催の四街道市保健福祉審議会に諮問しました。

[諮問書 \(PDF：94KB\)](#)



諮問の様子

四街道市保健福祉審議会からの答申

令和8年2月6日開催の四街道市保健福祉審議会において、次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF：98KB\)](#)

[答申資料\(計画案\) \(PDF：1.910KB\)](#)



答申の様子

意見の概要及び意見に対する市の考え方

答申に対する市の考え方は次のとおりです。

答申については、四街道市保健福祉審議会での議論を整理・集約したものであるため、修正は行いませんでした。

今後の取り扱い

今後は、意見提出手続（パブリックコメント）を実施し、皆様のご意見を募集します。

関連事項

[第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集](#)

今年度終了した市民参加手続

[\(審議会等手続\) 第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る四街道市ごみ処理対策委員会（結果公表）](#)

[\(意見提出手続\) 第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市こども計画の一部変更について（結果公表）](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市手話言語条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)



情報が
見つからないときは

お問い合わせ

福祉サービス部障がい者支援課

電話：043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

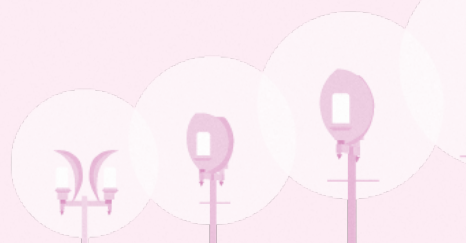
開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



令和8年2月6日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市保健福祉審議会
会 長 澁 谷



第5次四街道市障がい者基本計画について（答申）

令和6年7月29日付け社第172号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

第5次四街道市障がい者基本計画については、別添の第5次四街道市障がい者基本計画（案）のとおりとされたい。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部障がい者支援課 企画係

行政活動の名称		第5次四街道市障がい者基本計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	第5次四街道市障がい者基本計画				
	公表日(公告日)・公告番号	R8年2月12日 四街道市公告第32号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R8年2月15日 ☒ HP R8年2月13日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()				
実施	意見提出期間	R8年2月13日 ~ R8年3月16日		31日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	2人 団体	6件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取扱い	意見の有無	☐ 無	☒ 有	6件	
		意見を反映した				0件
		意見を反映しなかった				6件
		その他(感想、案件以外の意見等)				0件
	公表日(公告日)・公告番号	R8年3月27日 四街道市公告第56号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R8年3月25日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

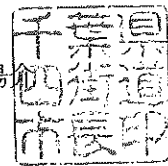
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和8年2月12日

四街道市長 鈴木 陽



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第5次四街道市障がい者基本計画

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

福祉サービス部障がい者支援課の窓口（市役所本館1号棟）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から16時30分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
福祉サービス部障がい者支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011
福祉サービス部障がい者支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp
福祉サービス部障がい者支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和8年2月13日（金）から3月16日（月）まで

※ 郵送の場合は、3月16日（月）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く9時00分～16時30分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和8年3月下旬

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

福祉サービス部障がい者支援課 (Tel 043-421-6122)

みんなで作るみんなのクラブ

総合型スポーツクラブ四街道SSC

8年度
会員募集

休館日を利用し、会員主体で自主活動をする市公認の総合型地域スポーツクラブです。ニュースポーツプログラムは年会費のみでいくつでも参加できます。運動不足の解消、健康づくりの一步として、ぜひお越しください。

ニュースポーツプログラム

※参加費（月謝）不要。会員登録が必要です

種目	ところ	曜日	とき
ショートテニス	総合公園体育館	月曜日 (月3回)	9時～11時
バウンドテニス			9時～11時30分
卓球①			9時～11時
卓球②（試合のみ）			11時～12時
ダーツ			9時～11時
ソフトバレーボール			11時～13時
スポーツ吹き矢			11時～13時
インディアカ			13時～15時
バドミントン			13時～15時
ラージボール卓球			13時～15時

健康体操プログラム

※会員登録が必要です

種目	ところ	曜日	とき	参加料（月謝）
肩甲骨ストレッチ体操	中央公園武道館	月曜日	10時～11時30分	1,500円 ～2,000円/月
一週間の始まり体操			13時30分～15時	
骨盤エクササイズ&ストレッチ		木曜日	10時～11時30分	

【年会費】

- ①一般（市内）6,000円
②一般（市外）9,600円

【加入方法】

事務局で受け付けを行います。また、体験してからの加入も可能です。
※スポーツ吹き矢の体験での道具の貸し出しはありません。ご持参ください

【特記事項】

参加者が最小開催人数に達しないプログラムは、中止または変更することがあります。団体総合補償制度費用保険に加入しています。

☎ 四街道SSC事務局

☎/FAX433-1838

✉ yotsukaido-ssc@bz04.

plala.or.jp

（担当：文化・スポーツ課）

※事務局は常駐ではありません。問い合わせについては、連絡先を留守番電話に入れるかメールでお問い合わせいただければ後日対応します



シルバー人材センター入会説明会



とき…毎月第2金曜日13時30分～（予約制・定員5人）

※個別対応あり（要予約）

ところ…シルバー人材センター

対象…市内在住の60歳以上

申し込み…同センター ☎497-5080

※説明後、希望者には入会手続きを行います。入会には、会費3,000円、写真2枚（3cm×2cm）が必要になります

（担当：社会福祉課）

意見募集

対象	募集期間	担当課名・電話番号・FAX番号・メールアドレス
市障がい者基本計画（案）	2月13日（金） ～3月16日（月）	障がい者支援課 ☎421-6122 FAX424-2011 ✉ yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp
第4次市地域福祉計画（案）		社会福祉課 ☎421-6121 FAX424-8931 ✉ yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の配布方法

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可

意見提出方法

募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要な事項（住所、氏名、連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [実施中の市民参加手続](#) ▶ 第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集

第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集

更新：2026年2月13日

第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

第5次障がい者基本計画は、障害者基本法第11条に基づき、障がいの有無に関わらず、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み、支えあうというインクルージョンの考え方のもとに、障がいのある人もない人も思いやりと支え合いの中で安心して暮らせるまち四街道を目指し、障がいのある方への支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画案を作成しました。当該計画は、令和8年度から令和17年度までの10カ年の計画となり、今年度で現行計画の計画期間が終了することから、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

第5次四街道市障がい者基本計画（案）

▶ [第5次四街道市障がい者基本計画（案）](#)（PDF：1.910KB）

計画の概要

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 四街道市の障がいのある人の現状
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 障がい者施策の総合的な展開
- 第5章 計画の推進体制
- 資料編

資料の閲覧方法

- 障がい者支援課にて配布（市役所本館1号棟1階5番窓口）（平日開庁時間午前9時00分～午後4時30分）
- 市ホームページよりダウンロード

意見募集期間

令和8年2月13日（金曜）から3月16日（月曜）
持参の場合は、午前9時00分から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

実施中の市民参加手続

- ▶ [四街道市こども計画の一部変更に係る意見の募集](#)
- ▶ [四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施](#)
- ▶ [（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

持参

市役所本館1号棟1階5番窓口 障がい者支援課

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

FAX

043-424-2011
四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

電子メール

メールアドレス：yshogai（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp
（注釈）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください。

四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

- ・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
- ・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
- ・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

[意見提出手続による意見書（任意様式）（ワード：21KB）](#)

意見提出手続による意見書（任意様式）（WORD）のダウンロードができます。

上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

意見の検討結果の公表

令和8年3月下旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

- ・賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
- ・氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部障がい者支援課

電話：043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

 [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

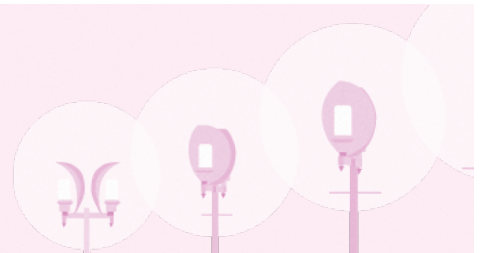
開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年3月27日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第5次四街道市障がい者基本計画

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

なし

4 その他

上記の別紙1～2は、福祉サービス部障がい者支援課の窓口（市役所本館1号棟）で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30分までとする。

5 問合せ先

福祉サービス部障がい者支援課（Tel 043-421-6122）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) » [市政情報](#) » [市政への参加](#) » [市民参加](#) » [実施中の市民参加手続](#) »

第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集（結果公表）

第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集（結果公表）

更新：2026年3月25日

第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見提出状況

意見提出者数 2人
意見提出件数 6件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

📎 [意見提出手続において提出された意見の概要と市の考え方（PDF：1.131KB）](#)

第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

第5次四街道市障がい者基本計画（案）は、障害者基本法に基づき、障がいの有無に関わらず、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み支え合うというインクルージョンの考え方をもとに、障がいのある人もない人も思いやりと支え合いの中で自分らしく安心して暮らせるまちを目指し、障がいのある方への支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。本計画は、令和8年度から令和17年度までの10力年の計画となり、今年度で現行計画の計画期間が終了することから、計画案を策定しました。つきましては、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

第5次四街道市障がい者基本計画（案）

📎 [第5次四街道市障がい者基本計画（案）（PDF：1.910KB）](#)

計画の概要

第1章 計画策定にあたって
第2章 四街道市の障がいのある人の現状
第3章 計画の基本的な考え方
第4章 障がい者施策の総合的な展開
第5章 計画の推進体制
資料編

資料の閲覧方法

- 障がい者支援課にて配布（市役所本館1号棟1階5番窓口）（平日開庁時間午前9時00分～午後4時30分）
- 市ホームページよりダウンロード

意見募集期間

令和8年2月13日（金曜）から3月16日（月曜）

実施中の市民参加手続

- ▶ [第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集](#)
- ▶ [四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)
- ▶ [第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集](#)
- ▶ [四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集（募集結果）](#)
- ▶ [（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

持参の場合は、午前9時00分から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人（脚注1）
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

持参

市役所本館1号棟1階5番窓口 障がい者支援課

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

FAX

043-424-2011
四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

電子メール

メールアドレス：yshogai（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp
（注釈）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください。

四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

- ・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
- ・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
- ・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見提出手続による意見書（任意様式）（ワード：21KB）

意見提出手続による意見書（任意様式）（WORD）のダウンロードができます。

上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

意見の検討結果の公表

令和8年3月下旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

- ・賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
- ・氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部障がい者支援課
電話：043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】環境部廃棄物対策課 計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定				
概 要	一般廃棄物処理基本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づいて市町村が策定するものであり、「ごみ処理」及び「生活排水」について、中・長期的な視点(10年間)廃棄物処理に関する基本的な方針を明確にするもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R8年3月25日制定	行政活動実施時期 *2	R8年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	四街道市一般廃棄物 処理基本計画(案)に 係るパブリックコメント	R7年12月12日	R7年12月15日 ～R8年1月15日	0 人 0 件	HP R8年2月4日 公告 R8年2月13日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市ごみ処理対 策委員会		R7年2月13日 ～R7年11月26日	0 人 15(4) 人	R7年12月12日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1・・・市民会議手続:公募委員募集時期等 *2・・・意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 環境部廃棄物対策課 計画係

行政活動の名称		四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定					
審議会等の名称		四街道市ごみ処理対策委員会			委員数(うち公募)		15(4)人
実施	意見を求めた日	R7年2月13日	☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()				
	計画等、資料の名称	四街道市一般廃棄物処理基本計画(案)					
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R7年 2月13日(木)	(3)	[0]	年 月 日()	()	[]
		R7年 5月21日(水)	(3)	[0]	年 月 日()	()	[]
		R7年 8月19日(火)	(4)	[0]	年 月 日()	()	[]
		R7年10月21日(火)	(4)	[0]	年 月 日()	()	[]
		R7年11月26日(水)	(4)	[0]	年 月 日()	()	[]
意見提出された日	R7年11月26日	☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()					
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。						
結果	意見の取扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。					
	公表日(公告日)・公告番号	R7年12月12日 四街道市公告第301号					
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R7年12月12日		☐ 回覧 年 月 日	
		☐ その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

廃 第 8 4 号

令和 7 年 2 月 1 3 日

四街道市ごみ処理対策委員会

会長 荒井 喜久雄 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

四街道市ごみ処理対策委員会条例（平成元年 1 2 月 2 2 日条例第 3 8 号）第 2 条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 四街道市一般廃棄物処理基本計画について

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年12月12日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市ごみ処理対策委員会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別添最終計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙最終計画案のとおりとする（審議会での議論を整理、集約したものであり、その意見が十分に反映されているため）

3 その他

上記の最終計画案は、環境部廃棄物対策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日、及び令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

環境部廃棄物対策課（TEL 043—421—6132）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) » [市政情報](#) » [市政への参加](#) » [市民参加](#) » [今年度終了した市民参加手続](#) »

(審議会等手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画(案)に係る四街道市ごみ処理対策委員会(結果公表)

(審議会等手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画(案)に係る 四街道市ごみ処理対策委員会(結果公表)

更新：2025年12月12日

「四街道市一般廃棄物処理基本計画」に関する四街道市ごみ処理対策委員会への 諮問

「四街道市一般廃棄物処理基本計画」の策定について、令和7年2月13日開催の四街道市ごみ処理対策委員会において、次のとおり諮問しました。

↓ [諮問書\(PDF: 61KB\)](#)

四街道市ごみ処理対策委員会からの答申

令和7年11月26日開催の四街道市ごみ処理対策委員会において、次のとおり答申を受けました。

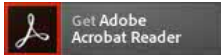
↓ [答申書\(PDF: 63KB\)](#)

↓ [四街道市一般廃棄物処理基本計画\(案\)\(PDF: 10.664KB\)](#)

答申に対する市の考え方

別紙最終計画案のとおりとする(審議会での議論を整理、集約したものであり、その意見が十分反映されているものであるため)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC(旧Adobe Reader)が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境部廃棄物対策課
電話：043-421-6132

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

今年度終了した市民 参加手続

- ▶ [\(審議会等手続\) 第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [四街道市多文化共生推進プラン\(案\)に係るパブリックコメントの実施\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画\(案\)に係る四街道市ごみ処理対策委員会\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)
- ▶ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱\(案\)に対する意見の募集\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 四街道市こども計画の一部変更について\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(意見提出手続\) 四街道市手話言語条例\(案\)に係る意見の募集\(結果公表\)](#)
- ▶ [\(審議会等手続\) 四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会\(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

令和7年11月26日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市ごみ処理対策委員会
会長 荒井 喜久雄



四街道市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和7年2月13日付け廃第84号で当委員会が諮問を受けた四街道市一般廃棄物処理基本計画に関することについて、下記のとおり答申します。

記

四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）について承認する。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 環境部廃棄物対策課 計画係

行政活動の名称		四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市一般廃棄物処理基本計画(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R7年12月12日 四街道市公告第302号			
	その他の周知方法	☒ 広報 R7年12月15日 ☒ HP R7年12月15日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			
実施	意見提出期間	R7年12月15日 ~ R8年1月15日		32 日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0 人 0 団体	0 件	属性の傾向	特になし
結果	意見の取扱い	意見の有無	☒ 無		☐ 有 件
		意見を反映した			0 件
		意見を反映しなかった			0 件
		その他(感想、案件以外の意見等)			0 件
	公表日(公告日)・公告番号	R8年2月13日 四街道市公告第33号			
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R8年2月4日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	△	手続きとしては適切であるが、結果の公表について、公告においても速やかに公開をするように留意されたい。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

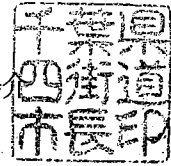
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和7年12月12日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

環境部廃棄物対策課の窓口（市役所本館2階）で閲覧するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日、及び令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く9時から16時30分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

- 住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
環境部廃棄物対策課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2013
環境部廃棄物対策課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp
環境部廃棄物対策課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月15日（木）まで

※ 郵送の場合は、令和8年1月15日（木）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、祝日、及び令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く9時から16時30分まで。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期
令和8年2月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

環境部廃棄物対策課 (TEL 043-421-6132)

冬季バドミントン大会

とき… 8年2月8日(日)9時10分受付

ところ…総合公園体育館

種目…男女別ダブルス個人戦

対象…市内在住・在勤・在学・在クラブの方（一般参加枠あり）、中学生以上で競技審判ができる方

参加費…市内在住・在勤・在学・在クラブ参加者1,500円、一般2,000円

※ただし高校生一律1,500円、中学生一律1,000円

※当日集金

※傷害保険・賠償責任保険は各自で加入

申し込み…1月23日(金)までに、市バドミントン協会ホームページ内の専用フォームから申し込み

☎ 同協会 ✉ yotsubad@gmail.com

(担当：文化・スポーツ課)

精神保健ボランティア入門講座

精神障がいを理解し、どのように寄り添い、サポートしていくか学びます。初めての方でも安心して参加できるよう、基礎から丁寧に解説します。

とき… 8年1月16日(金)・23日(金)・30日(金)10時～12時
※全3回

ところ…福祉センター 3階会議室

内容…精神障がいや発達障がいについての講話、当事者のお話

定員…先着20人

申し込み…1月14日(水)までにメールまたは電話でボランティアセンター

☎ ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

☎ 421-6300 ✉ vc@yotsukaido-shakyo.or.jp

(担当：社会福祉課)

健康まちづくりシンポジウム（第2弾）

いろいろな人が活躍できる居場所づくり

四街道の「支えあい100人情報交換会」と「まごころ在宅連携会」と共催し、多様な主体でまちづくりのあり方を語り合います。

とき… 8年1月22日(木)14時30分～

ところ…わろうべの里 多目的ホール（オンライン参加も可）

対象…まちづくりに関心のある方

定員…会場100人・オンライン無制限 ※参加無料

内容…成果報告、パネルディスカッションなど

座長…近藤克則氏（千葉大学）、梅野福太郎氏（四街道まごころクリニック）

登壇者…中込敦士氏（千葉大学）、岩淵琢磨氏（岩淵薬品社長）、河野さつき氏（畑楽農園）、岩本博美氏（障害者相談支援事業所）、鈴木陽介市長

申し込み…市ホームページ内の専用フォームから申し込み

※オンライン参加者には後日、メールアドレス宛てにリンクを送ります

☎ 千葉大学予防医学センター

☎ 290-3177

みんなで課 ☎ 420-7525



市ホームページ▲



意見募集

対象	募集期間	担当課
第2次四街道市住生活基本計画（案）	12月15日(月)～8年1月14日(水)	建築課 ☎ 421-6147 FAX 424-8921 ✉ ykenchiku@city.yotsukaido.chiba.jp
一般廃棄物処理基本計画	12月15日(月)～8年1月15日(木)	廃棄物対策課 ☎ 421-6132 FAX 424-2013 ✉ yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp
パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）	12月16日(火)～8年1月14日(水)	みんなで課 ☎ 420-7525 FAX 424-8920 ✉ yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の配布方法

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可

意見提出方法

募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要事項（住所、氏名、連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) » [市政情報](#) » [市政への参加](#) » [市民参加](#) » [実施中の市民参加手続](#) »

(意見提出手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集

(意見提出手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集

更新：2025年12月15日

四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係るパブリックコメントの実施

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、本市のごみ処理及び生活排水処理について、長期的な視点から基本方針及び具体的な取組みを示し、一般廃棄物処理事業を円滑に推進していくことを目的として策定します。

当該計画は、今年度で計画期間が終了することから、新たに令和8年度から17年度までの10カ年を期間とする、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見募集する案件

四街道市一般廃棄物処理基本計画

資料の閲覧方法

窓口での閲覧

環境部廃棄物対策課窓口（市役所本館1号棟 2階 11番窓口）
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時30分まで
（注釈）令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く

市ホームページ

[四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）（PDF：10.664KB）](#)
上記よりダウンロードができます。

意見募集期間

令和7年12月15日（月曜）から令和8年1月15日（木曜）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）
（注釈）令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

（注釈）脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

持参

環境部廃棄物対策課窓口（市役所本館1号棟 2階 11番窓口）

実施中の市民参加手続

- [四街道市障害者日常生活用具給付等規則の一部を改正する規則（案）に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施](#)
- [第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- [四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)
- [第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集（結果公表）](#)
- [四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集（募集結果）](#)
- [（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

郵送

〒284-8555
四街道市鹿渡無番地
四街道市環境部廃棄物対策課宛
令和8年1月15日（木曜）必着

FAX

043-424-2013
四街道市環境部廃棄物対策課宛

電子メール

メールアドレス：yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市環境部廃棄物対策課宛
（注釈）意見書に必要事項を記載の上、添付ファイルとして提出してください。

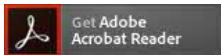
[意見書（ワード：18KB）](#)

意見書様式（マクロソフトword）のダウンロードができます。

意見の検討結果の公表

令和8年2月頃に市ホームページで公表します。
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。
（注釈）賛否や感想だけを記載したものや趣旨が不明瞭なものについては、市の考え方等を示さないことがあります。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境部廃棄物対策課
電話：043-421-6132

[この担当課にメールを送る](#)

 [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

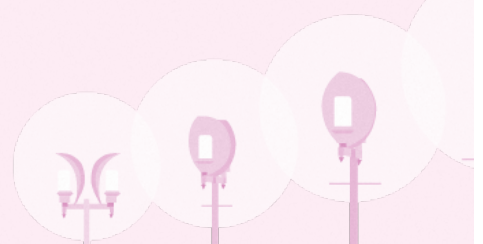
四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年2月13日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市一般廃棄物処理基本計画

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出意見なしのため、特になし

3 その他

上記の別紙1は、環境部廃棄物対策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

環境部廃棄物対策課（Tel 043-421-6132）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [今年度終了した市民参加手続](#) ▶

(意見提出手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2026年2月4日

四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

四街道市一般廃棄物処理基本計画策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりました。

意見提出状況

- 意見提出者数 0人
- 意見提出件数 0人

意見の概要と市の考え方

意見提出なしのため特になし

四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係るパブリックコメントの実施

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、本市のごみ処理行政及び生活排水処理について、長期的な視点から基本方針及び具体的な取組みを示し、一般廃棄物処理事業を円滑に推進していくことを目的として策定します。

当該計画は、今年度で計画期間が終了することから、新たに令和8年度から令和17年度までの10カ年を期間とする計画案を策定しましたので、広く皆様からの意見を募集します。

意見の募集をは終了しました。

意見募集する案件

四街道市一般廃棄物処理基本計画

資料の閲覧方法

窓口での閲覧

環境部廃棄物対策課窓口（市役所本館1号棟 2階 11番窓口）
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時30分まで
（注釈）令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く

市ホームページ

- [4 四街道市一般廃棄物処理基本計画（PDF：10.664KB）](#)
上記よりダウンロードできます。

意見募集期間

令和7年12月15日（月曜）から令和8年1月15日（木曜）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）
（注釈）令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）

今年度終了した市民参加手続

- ▶ [（審議会等手続）第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [（審議会等手続）第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る四街道市ごみ処理対策委員会（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市こども計画の一部変更について（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市手話言語条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に勤務する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

（注釈）脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

持参

環境部廃棄物対策課窓口（市役所本館1号棟 2階 11番窓口）

郵送

〒284-8555
四街道市鹿渡無番地
四街道市環境部廃棄物対策課宛
令和8年1月15日（木曜）必着

FAX

043-424-2013
四街道市環境部廃棄物対策課宛

電子メール

メールアドレス：yhaiki#city.yotsukaido.chiba.jp
（メールアドレス内の#を@に変換して送信）
四街道市環境部廃棄物対策課宛
（注釈）意見書に必要事項を記載の上、添付ファイルとして提出してください。

[意見書（ワード：18KB）](#)

意見書様式（WORD）のダウンロードができます。

意見の検討結果の公表

令和8年2月頃に市ホームページで公表します。
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。
（注釈）賛否や感想だけを記載したものや趣旨が不明瞭なものについては、市の考え方等を示さないことがあります。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境部廃棄物対策課
電話：043-421-6132

[この担当課にメールを送る](#)

 [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111（代表）

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市多文化共生推進プランの策定				
概 要	本市の外国人市民の増加とニーズの多様化を踏まえて、多文化共生社会の推進を図るため、本市の多文化共生推進施策を体系的に整理するプランを策定する。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R8年3月31日策定	行政活動実施時期 *2	R8年3月31日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	多文化共生推進プラン(案)に係るパブリックコメント	R8年1月5日	R8年1月6日 ～R8年2月4日	4 人 14 件	R8年2月24日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	多文化共生推進プラン策定懇談会		①R7年5月18日 ②R7年8月9日 ③R7年11月23日	7 人 8(2) 人	HP R7年12月3日 公告 R8年4月30日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)	多文化共生市民意識調査		R6年12月1日 ～R6年12月13日	日本人市民 545 人 外国人市民 413 人 (86 自治会)	R7年7月3日
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動の名称		四街道市多文化共生推進プランの策定		
方法名		多文化共生に係る市民意識のアンケート調査		
方法の概要		対象者に対し調査票を郵送により送付。回答は、送付した調査票に直接記入し郵送で返送する。		
周 知	開始日	R6 年 11 月 29 日		
	周知方法	☐ 広報 年 月 日 ☐ HP 年 月 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(対象者へ調査票の郵送 区・自治会長あてには協力依頼文書を送付)		
実 施	期間	①②R6年12月1日 ①②R6年12月13日 ①② 13 日間 ③ R6年12月19日 ③ R7年1月10日 ③ 22 日間		
	対象者	①日本人市民(1,200人):市内に居住するH18年11月1日以降以前に生まれた者(満18歳以上)からS24年11月2日以降に生まれた者(74歳以下) ②外国人市民(1,400人):市内に居住するH18年11月1日以降以前に生まれた者(満18歳以上) ③区・自治会長(87自治会)	属性の傾向	①日本人市民は、40歳以上の方の回答が多かった。 ②外国人市民は、20～30代の方の回答が多かった。 ③区・自治会長は、86自治会から回答がありました。
結 果	意見の取扱い	計画案を策定する上で参考とした。		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R7年7月3日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)			

市民参加推進本部コメント	【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	
市民参加推進評価委員会コメント		

四街道市多文化共生に関するアンケート調査 ご協力をお願い

市民の皆様には、日ごろより四街道市の多文化共生の推進にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

四街道市では、令和7年度に「（仮称）多文化共生社会推進プラン」の策定を予定しています。国籍や言語、文化が異なる人々が地域社会の一員として、皆様とともに支え合いながら自分らしく暮らしていけるよう、多文化共生に関する市の方向性を示すことで、多文化共生社会の推進を図ります。

本アンケートは、市の方向性を示すうえで地域の現況や多文化共生に対する認識を把握し、より市の現状に合ったプランの策定のための重要な基礎資料となるものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年11月

四街道市長 鈴木 陽介

- ◆四街道市内在住の日本人市民から1,200名を無作為に抽出しています。
- ◆ご回答いただきました内容は、本調査の目的以外に使用することはありません。
また、統計的に処理したうえで利用しますので、個人が特定されることはありません。
- ◆本アンケートは、四街道市みんなで課が「株式会社ケー・デー・シー」に調査の集計作業を委託して行います。

◇ご回答の方法◇

各選択肢からあてはまるもの1つを選んで数字に○を付けてください。「*複数選択可」と記載がある設問については、あてはまるものすべてを選ぶことができます。「*自由記述」の記載がある設問は、選択肢によらずご自由に回答をお書きください。

回答は本アンケート用紙に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒に入れて、**令和6年12月13日（金）まで**に郵便ポストに投函してください。

◇調査についてのお問い合わせ◇

四街道市 地域共創部みんなで課 地域づくり係
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地（四街道市役所新庁舎3階）
電話：043-420-7525 FAX：043-424-8920

四街道市多文化共生社会のためのアンケート

よつかいどうし がいこく き よつかいどう す ひと

四街道市では、外国から来て四街道に住んでいる人にアンケートをしています。

これは、四街道に住むすべての人がそれぞれの文化の違いを受け入れ、すべての人が安心して元気に生活できるまちをつくるためのアンケートです。

みなさんの答えは、他の人には見られません。

・【A】と【B】はどちらも同じことが書かれています。どちらか1つに答えてください。

・あなたの名前は書かないでください。

・答えを選んで数字に○を書いてください。

・答えがないときは「そのほか」に書いてください。

なか はい ちい ふとう い ふとう と

中に入っている小さい封筒にアンケートを入れたら、封筒を閉じてください。

ふとう と がつ にち い
封筒を閉じたら、**12月13日までに**ポストに入れてください。

《おといあわせ》 よつかいどうし か ちいき かかり
四街道市 みんなで課 地域づくり係 ☎043-420-7525

1. あなたのことについて

問1 こくせき ちいき
あなたの国籍・地域はどこですか

- | | | | | |
|------------|----------|----------|-----------|---------|
| 1. アフガニスタン | 2. 中国 | 3. ベトナム | 4. フィリピン | 5. 台湾 |
| 6. インドネシア | 7. 韓国 | 8. ネパール | 9. スリランカ | 10. カナダ |
| 11. マレーシア | 12. ウガンダ | 13. ブラジル | 14. パキスタン | 15. インド |
| 16. アメリカ | 17. タイ | 18. イギリス | 19. モンゴル | |
| 20. そのほか【 | | | | 】 |

問2 せいべつ
あなたの性別はどれですか

- | | | | |
|-------|-------|---------|-----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. そのほか | 4. 答えたくない |
|-------|-------|---------|-----------|

問3 いま なんさい
今、あなたは何歳ですか

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 18歳～19歳 | 2. 20歳～29歳 | 3. 30歳～39歳 |
| 4. 40歳～49歳 | 5. 50歳～59歳 | 6. 60歳いじょう |

四街道市多文化共生に関するアンケート調査 ご協力をお願い

区・自治会長の皆様には、日ごろより四街道市の多文化共生の推進にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

四街道市では、令和7年度に「（仮称）多文化共生推進プラン」の策定を予定しています。国籍や言語、文化が異なる人々が地域社会の一員として、皆様とともに支え合いながら自分らしく暮らしていけるよう、多文化共生に関する市の方向性を示すことで、多文化共生社会の推進を図ります。

本アンケートは、市の方向性を示すうえで地域の現況や多文化共生に対する認識を把握し、より市の現状に合ったプランを策定するための重要な基礎資料となるものです。地域住民にとって最も身近な組織として、地域で生活する外国籍住民との共生に多大なるご協力をいただいている皆様より、ぜひご意見を頂戴したく存じます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年12月

四街道市長 鈴木 陽介

- ◆四街道市内全区・自治会長様宛てに本アンケートをお送りしております。
- ◆ご回答いただきました内容は、本調査の目的以外に使用することはありません。

◇ご回答の方法◇

各選択肢からあてはまるもの1つを選んで数字に○を付けてください。「*複数選択可」と記載がある設問については、あてはまるものすべてを選ぶことができます。「*自由記述」の記載がある設問は、選択肢によらずご自由に回答をお書きください。

回答は本調査票①に直接ご記入いただき、**調査票②とともに同封の返信用封筒に入れて、令和7年1月10日（金）までに郵便ポストに投函してください。**

◇多文化共生アンケート調査についてのお問い合わせ◇

四街道市 地域共創部みんなで課 地域づくり係
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地（四街道市役所新庁舎3階）
電話：043-420-7525 FAX：043-424-8920



検索

四街道市多文化共生に関するアンケート調査

更新日：2025年7月3日

市では、令和8年度から開始とする多文化共生推進プランの策定作業を行っています。
 このプランの策定に当たり、皆様から市の多文化共生の現状や課題、生活支援ニーズなどについて広く調査するためにアンケート調査を実施しました。
 調査結果につきましては、プラン策定にあたり参考とさせていただきます。
 調査にご協力いただき、ありがとうございました。

調査結果

- ↓ [四街道市多文化共生に関するアンケート調査報告書（日本人市民、外国人市民向け）](#)
 （PDF：1,117KB）
- ↓ [四街道市多文化共生に関するアンケート調査報告書（区・自治会長向け）](#)（PDF：174KB）

日本人市民、外国人市民向けアンケート調査

対象者

- ・ 日本人市民向けアンケート
 市内在住の満18歳以上から74歳以下の方から無作為抽出した1,200人
- ・ 外国人市民向けアンケート
 市内在住の満18歳以上の方から無作為抽出した1,400人

調査言語

日本語、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ダリー語

実施方法

アンケート調査の対象者に対し、アンケート調査票を郵送しました。
 回答は、送付した調査票に直接回答を記入し、同封の返信用封筒に入れ、垂
 ていただきました。

AIチャットボットです！
 ご用件を伺います

実施期間

令和6年12月1日（日曜）から令和6年12月13日（金曜）まで

区・自治会長向けアンケート調査

対象者



区・自治会長87自治会

調査言語

日本語

実施方法

アンケート調査の対象者に対し、アンケート調査票を郵送しました。
回答は、送付した調査票に直接回答を記入し、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへ投函していただきました。

実施期間

令和6年12月19日（木曜）から令和7年1月10日（金曜）まで

お問い合わせ

地域共創部みんなで課

電話：[043-420-7525](tel:043-420-7525)（地域づくり係）・[043-421-6106](tel:043-421-6106)（コミュニティ推進係）

FAX：043-424-8920

[この担当課にメールを送る](#) 四街道市役所

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

▶ 電話：043-421-2111(代表)

[▲ このページの上部へ戻る](#)[トップページに戻る](#) / [PC版を表示](#)

Copyright © Yotsukaido City.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動の名称		四街道市多文化共生推進プランの策定					
審議会等の名称		四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会			委員数(うち公募)		8(2)人
実施	意見を求めた日	年 月 日		☐ 諮問 ☐ 依頼 ☒ その他 (要綱上、諮問答申ではなく意見交換会を行うとしているため)			
	計画等、資料の名称	四街道市多文化共生推進プラン					
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 []内に傍聴者数	R7年5月18日(日)	(2)	[1]	年 月 日()		() []
		R7年8月9日(土)	(2)	[4]	年 月 日()		() []
		R7年11月23日(日)	(2)	[2]	年 月 日()		() []
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()		() []
意見提出された日	年 月 日		☐ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()				
意見提出に至る審議過程	懇談会の都度、市が提示したプラン案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映したプランを策定した。						
結果	意見の取扱い	委員からの意見を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の意見が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示するプラン案を作成した。					
	公表日(公告日)・公告番号	R8年4月30日 四街道市公告第94号					
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R7年12月3日		☐ 回覧 年 月 日	
		☐ その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	△	手続きとしては適切であるが、結果の公表について公告を速やかに行うべきであった。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の意見提出手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年4月30日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会

(2) 計画等の案の名称

四街道市多文化共生推進プラン（案）

(3) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及びその意見に対する市の考え方

委員からの意見を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の意見が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示するプラン案を作成した。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、地域共創部みんなで課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

地域共創部みんなで課（Tel 043-420-7525）

四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会

更新日：2025年12月3日

設置目的・審議事項等概要

四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会は、四街道市多文化共生推進プランの策定にあたり、プランの重要事項等に関し、広く意見を交換する場として設置された機関です。

委員会は、

(1) 有識者、(2) 関係団体、(3) 外国人市民、(4) 公募による市民、による8人以内で組織され、下記の事項について所掌します。

(所掌)

(1) プランの策定に関する事項について、意見交換を行う。

(2) その他、プラン策定において必要な事項。

設置根拠法令等

[四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会設置要綱 \(PDF : 40KB\)](#)

任期

令和7年5月16日から令和8年3月31日

委員

現委員数：8人（うち公募委員2人）

関連情報

今後の開催予定

未定

これまでの会議開催結果

令和7度

[第1回（令和7年5月18日）](#)

[第2回（令和7年8月9日）](#)

[第3回（令和7年11月23日）](#)

お問い合わせ

地域共創部みんなで課

電話 : [043-420-7525](tel:043-420-7525) (地域づくり係) ・ [043-421-6106](tel:043-421-6106) (コミュニティ推進係)

FAX : 043-424-8920

[この担当課にメールを送る](#)

四街道市役所

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

電話 : 043-421-2111(代表)

[このページの上部へ戻る](#)

[トップページに戻る](#) / [PC版を表示](#)

Copyright © Yotsukaido City.

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動の名称		四街道市多文化共生推進プランの策定			
周 知	計画等の案、資料の名称	四街道市多文化共生推進プラン（案）			
	公表日（公告日）・公告番号	R8年1月5日 四街道市公告第1号			
	その他の周知方法	☒ 広報 R8年1月1日	☒ HP R8年1月5日	☐ 回覧 年 月 日	
		☐ その他（ ）			
実 施	意見提出期間	R8年1月6日 ～ R8年2月4日		30 日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	4 人 団体	14 件	属性の傾向	特になし
結 果	意見の取扱い	意見の有無		☐ 無	☒ 有 14 件
		意見を反映した			0 件
		意見を反映しなかった			14 件
		その他（感想、案件以外の意見等）			件
	公表日（公告日）・公告番号	R8年2月24日 四街道市公告第41号			
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R8年2月24日	☐ 回覧 年 月 日	
		☐ その他（ ）			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施（期間、公表事項の遵守等）	○	適切である。	
周知（方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ）	○		
意見の取扱い（反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ）	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和8年1月5日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市多文化共生推進プラン（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

地域共創部みんなで課の窓口（市役所3階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から16時30分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
地域共創部みんなで課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8920
地域共創部みんなで課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp
地域共創部みんなで課あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、5MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和8年1月6日（火）から2月4日（水）まで

※ 郵送の場合は、2月4日（水）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く9時00分～16時30分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和8年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

地域共創部みんなで課（Tel 043-420-7525）

動く！食べる！キレイ貯金！ 女性限定エクササイズ

とき…エクササイズ 2月5日・12日(木)10時～12時
クッキング 2月19日(木)10時～13時

ところ…保健センター

対象…市内在住の30～50代の女性

定員…先着15人 ※要予約、参加費無料

内容…凝り固まったからだをほぐす運動、姿勢改善運動、女性の健康の講話、おすすめレシピのクッキング

持ち物…エクササイズ 運動できる服装・靴、
タオル、水分補給用の飲み物
クッキング エプロン、三角巾、
ふきん2枚、飲み物

申し込み…1月5日(月)～21日(水)に右記
フォームから申し込み

☎健康増進課 ☎421-6100

申し込みフォーム▲



第43回市社会福祉大会・みんなのフェスタ

福祉をより身近に感じてもらい、地域福祉への理解・協力・参加を推進するため、社会福祉大会を開催します。四街道西中学校吹奏楽部の演奏やボランティア団体の紹介のほか、くじ引きも企画しています。ホワイエでは、ボランティア活動団体のパネル展や紹介コーナーを設け、小さなお子さんが対象のお菓子のつかみ取りコーナーもあります。

とき…1月31日(土)13時～16時(受付12時)

ところ…文化センター大ホール・ホワイエ
※入場無料

内容…(第1部) 式典／表彰、体験発表(不登校親の会 おひさまクラブ、四街道北高校)

(第2部) みんなのフェスタ／四街道西中学校吹奏楽部演奏、ボランティア団体の活動紹介など

☎社会福祉協議会 ☎422-2945(担当:社会福祉課)

8年度 会計年度任用職員の募集



会計年度任用職員として働きたい方を募集します。意欲・興味のある多くの方からのお申し込みをお待ちしています。

【主な職種と時給】

職種	時給
一般事務	1,204円～1,250円
保育所保育士	1,514円～1,557円
保健師	1,588円～1,620円
看護師	1,514円～1,557円
栄養士	1,474円～1,514円
歯科衛生士	1,514円～1,557円

※四街道市役所や資格職として企業などで勤務した職務経験に応じた時給が異なります

【申し込み】1月5日(月)以降に登録申請書を人事課に提出 ※申請書は人事課窓口、または市ホームページから入手可

【任用までの流れ】

- ①各職場で人材が必要となる
- ②登録されている方の中から書類選考と面接選考
- ③採用の場合、勤務

※詳細は市ホームページをご覧ください

☎人事課 ☎421-6105 市ホームページ▶



家庭児童相談員(虐待対応専門員)の募集

業務内容…家庭児童相談・児童虐待対応

募集人数…若干名

時給…1,718円～1,752円

雇用期間…8年4月1日～9年3月31日
(8年度以降の任用応募可能)

勤務日…月曜～金曜日のうち4日
※祝日、年末年始は除く

勤務場所…子育て支援課

資格…社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師、教育職員免許法に規定する普通免許状を有するもの(更新の有無不問)など

募集期間…1月5日(月)～30日(金)

※詳細は市ホームページをご覧ください

☎子育て支援課 ☎420-7520

▲市ホームページ



意見募集

対象	募集期間	担当課
四街道市多文化共生推進プラン(案)	1月6日(火)～2月4日(水)	みんなで課 ☎420-7525 FAX424-8920 ✉yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人・法人・その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の配布方法

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから入手可

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所、氏名、連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください ▲市ホームページ



[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)[四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施](#)

四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施

更新：2026年1月5日

四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施

四街道市多文化共生推進プランは、「誰もが住みやすく、活躍できる多文化共生推進社会を目指して」を基本理念とし、国籍が異なる住民同士が互いの生活習慣や文化を理解し、地域社会の一員として支えあう多文化共生社会の実現を目的として策定するものです。
プラン案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

[四街道市多文化共生推進プラン（案）（PDF：1,021KB）](#)

意見募集期間

令和8年1月6日（火曜）から2月4日（水曜）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

市内に住所を有する人（脚注1）
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する人
市内の学校に在学する人
計画等の案に利害関係を有する人

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

持参
郵送
FAX
電子メール

メールアドレス：yminnade（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp
（注釈）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください。
・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。
自己解凍式のファイルは不可とします。
・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。
意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープによる提出が可能です。

意見の検討結果の公表

令和8年3月頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

[今年度終了した市民参加手続](#)[（審議会等手続）第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[（審議会等手続）第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)[（審議会等手続）第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施](#)[（意見提出手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る四街道市ごみ処理対策委員会（結果公表）](#)[（意見提出手続）第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市子ども計画の一部変更について（結果公表）](#)[（意見提出手続）四街道市手話言語条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

情報が
見つからないときは

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

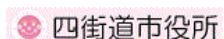
地域共創部みんなで課

電話：043-420-7525（地域づくり係） ・ 043-421-6106（コミュニティ推進係） ファクス：043-424-8920

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年2月24日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市多文化共生推進プラン（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した箇所なし

4 その他

上記の別紙1、2は、地域共創部みんなで課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

5 問合せ先

地域共創部みんなで課（TEL 043-420-7525）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) >

四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）

四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）

更新：2026年2月24日

四街道市多文化共生推進プラン（案）に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- 意見提出者数：4人
- 意見提出件数：14件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

[意見の概要及び意見に対する市の考え方（PDF：153KB）](#)

四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施

意見の募集は終了しました。

四街道市多文化共生推進プランは、「誰もが住みやすく、活躍できる多文化共生推進社会を目指して」を基本理念とし、国籍が異なる住民同士が互いの生活習慣や文化を理解し、地域社会の一員として支えあう多文化共生社会の実現を目的として策定するものです。プラン案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

[四街道市多文化共生推進プラン（案）（PDF：1,021KB）](#)

意見募集期間

令和8年1月6日（火曜）から2月4日（水曜）

持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 計画等の案に利害関係を有する人

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- 電子メール

メールアドレス：yminnade（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp

（注釈）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください

- メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
- 添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
- メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出

今年度終了した市民参加手続

[（審議会等手続）第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[（審議会等手続）第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)[（審議会等手続）第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)[（意見提出手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る四街道市ごみ処理対策委員会（結果公表）](#)[（意見提出手続）第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市こども計画の一部変更について（結果公表）](#)[（意見提出手続）四街道市手話言語条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#) **情報** AIチャットボットです！
見つけたい情報は、
こちらで検索してください。

してください。

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。

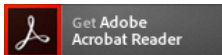
また、文章による提出が困難な人は、録音テープによる提出が可能です。

意見の検討結果の公表

令和8年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

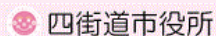
地域共創部みんなで課

電話：043-420-7525（地域づくり係） ・ 043-421-6106（コミュニティ推進係） ファクス：043-424-8920

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】都市部建築課 住宅係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市住生活基本計画の策定				
概 要	四街道市における住宅政策を総合的かつ体系的に推進するための基本となる「四街道市住生活基本計画」を改定するもの。 第2次計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R8年3月4日策定	行政活動実施時期 *2	R8年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	第2次四街道市住生活基本計画(案)に係るパブリックコメント	R7年12月15日	R7年12月15日 ～R8年1月14日	0 人 0 件	R8年1月21日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市住生活基本計画策定委員会		R7年7月29日 ～R8年2月9日	0 人 10(2) 人	R8年3月3日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1・・・市民会議手続:公募委員募集時期等 *2・・・意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】

都市部建築課 住宅係

行政活動の名称		四街道市住生活基本計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	第2次四街道市住生活基本計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	R7年12月15日 四街道市公告第303号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R7年12月15日	☒ HP R7年12月15日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R7年12月15日 ~ R8年1月14日		31 日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	0 人 団体	0 件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取扱い	意見の有無	☒ 無	☐ 有	件	
		意見を反映した	件			
		意見を反映しなかった	件			
		その他(感想、案件以外の意見等)	件			
	公表日(公告日)・公告番号	R8年1月21日 四街道市公告第18号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R8年1月21日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

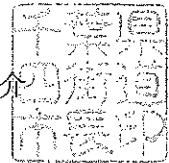
市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和7年12月15日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第2次四街道市住生活基本計画案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

都市部建築課の窓口（市役所本館1号棟2階16番窓口）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から16時30分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
都市部建築課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8921
都市部建築課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykenchiku@city.yotsukaido.chiba.jp
都市部建築課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月14日（水）まで

※ 郵送の場合は、令和8年1月14日（水）までに必着。

持参の場合は、年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から16時30分まで。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和8年1月下旬

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

都市部建築課 電話：０４３－４２１－６１４７

冬季バドミントン大会

とき… 8年2月8日(日)9時10分受付

ところ…総合公園体育館

種目…男女別ダブルス個人戦

対象…市内在住・在勤・在学・在クラブの方（一般参加枠あり）、中学生以上で競技審判ができる方

参加費…市内在住・在勤・在学・在クラブ参加者1,500円、一般2,000円

※ただし高校生一律1,500円、中学生一律1,000円

※当日集金

※傷害保険・賠償責任保険は各自で加入

申し込み…1月23日(金)までに、市バドミントン協会ホームページ内の専用フォームから申し込み

☎ 同協会 ✉ yotsubad@gmail.com

(担当：文化・スポーツ課)

精神保健ボランティア入門講座

精神障がいを理解し、どのように寄り添い、サポートしていくか学びます。初めての方でも安心して参加できるよう、基礎から丁寧に解説します。

とき… 8年1月16日(金)・23日(金)・30日(金)10時～12時
※全3回

ところ…福祉センター 3階会議室

内容…精神障がいや発達障がいについての講話、当事者のお話

定員…先着20人

申し込み…1月14日(水)までにメールまたは電話でボランティアセンター

☎ ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

☎ 421-6300 ✉ vc@yotsukaido-shakyo.or.jp

(担当：社会福祉課)

健康まちづくりシンポジウム（第2弾）

いろいろな人が活躍できる居場所づくり

四街道の「支えあい100人情報交換会」と「まごころ在宅連携会」と共催し、多様な主体でまちづくりのあり方を語り合います。

とき… 8年1月22日(木)14時30分～

ところ…わろうべの里 多目的ホール（オンライン参加も可）

対象…まちづくりに関心のある方

定員…会場100人・オンライン無制限 ※参加無料

内容…成果報告、パネルディスカッションなど

座長…近藤克則氏（千葉大学）、梅野福太郎氏（四街道まごころクリニック）

登壇者…中込敦士氏（千葉大学）、岩淵琢磨氏（岩淵薬品社長）、河野さつき氏（畑楽農園）、岩本博美氏（障害者相談支援事業所）、鈴木陽介市長

申し込み…市ホームページ内の専用フォームから申し込み

※オンライン参加者には後日、メールアドレス宛てにリンクを送ります

☎ 千葉大学予防医学センター

☎ 290-3177

みんなで課 ☎ 420-7525



市ホームページ▲



意見募集

対象	募集期間	担当課
第2次四街道市住生活基本計画（案）	12月15日(月)～8年1月14日(水)	建築課 ☎ 421-6147 FAX 424-8921 ✉ ykenchiku@city.yotsukaido.chiba.jp
一般廃棄物処理基本計画	12月15日(月)～8年1月15日(木)	廃棄物対策課 ☎ 421-6132 FAX 424-2013 ✉ yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp
パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）	12月16日(火)～8年1月14日(水)	みんなで課 ☎ 420-7525 FAX 424-8920 ✉ yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の配布方法

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可

意見提出方法

募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要事項（住所、氏名、連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#) 第2次四街道市住生活基本計画（案）に係る意見募集

第2次四街道市住生活基本計画（案）に係る意見募集

更新：2025年12月15日

第2次四街道市住生活基本計画（案）に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

市民の豊かな住生活の実現をめざし、住宅ストックの有効活用や良質な住宅の確保、居住の安定の確保などのさまざまな観点から、バランスのよい住宅政策を推進するため、住生活基本計画を策定し、総合的かつ計画的に住生活の安定と向上を図るものです。

今年度で現行計画の計画期間が終了することから、この度、有識者や市民の代表等による四街道市住生活基本計画策定委員会を経て、「第2次四街道市住生活基本計画（案）」を作成いたしましたので、この計画案に対する皆様の御意見をお寄せください。

計画等の案

第2次四街道市住生活基本計画（案）

[第2次四街道市住生活基本計画（案）（PDF：3,851KB）](#)

計画の概要

- 第1章 はじめに
- 第2章 四街道市の住生活の現況と課題
- 第3章 住宅政策の方向性
- 第4章 計画の推進に向けて
- 参考資料

資料の閲覧方法

建築課にて配布（市役所本館1号棟2階16番窓口）（平日開庁時間午前9時00分～午後4時30分）
市ホームページよりダウンロード

意見募集期間

令和7年12月15日（月曜）から令和8年1月14日（水曜）
持参の場合は、午前9時00分から午後4時30分（年末年始、土曜、日曜、祝日を除く。）
※配布した市政だより（12月15日号）では、1月13日までとなっておりますが1月14日まで募集しますのでご注意ください。

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

実施中の市民参加手続

[四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集](#)

[四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集](#)

[（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

持参

市役所本館 1 号棟 2 階 1 6 番窓口 建築課

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市都市部建築課あて

FAX

043-424-8921
四街道市都市部建築課あて

電子メール

メールアドレス：ykenchiku（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp
（注釈）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください
四街道市都市部建築課あて

- ・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
- ・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
- ・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

[意見提出手続による意見書（任意様式）（ワード：18KB）](#)

意見提出手続による意見書（任意様式）（WORD）のダウンロードができます。

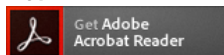
上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

意見の検討結果の公表

令和 8 年 1 月下旬頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

- ・賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
- ・氏名、住所、連絡先等は公表しません

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

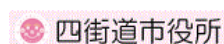
お問い合わせ

都市部建築課
電話：043-421-6144・6147

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年1月21日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第2次四街道市住生活基本計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した箇所なし

4 その他

上記の別紙1は、建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30分までとする。

5 問合せ先

四街道市役所 都市部建築課（TEL 043-421-6147）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和7年度](#)[（意見提出手続）第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

（意見提出手続）第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）

更新：2026年1月21日

第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見提出状況

意見提出者数 0人
意見提出件数 0件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

提出意見が無いため、修正はありません。

第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

市民の豊かな住生活の実現をめざし、住宅ストックの有効活用や良質な住宅の確保、居住の安定の確保などのさまざまな観点から、バランスのよい住宅政策を推進するため、住生活基本計画を策定し、総合的かつ計画的に住生活の安定と向上を図るものです。

今年度で現行計画の計画期間が終了することから、この度、有識者や市民の代表等による四街道市住生活基本計画策定委員会を経て、「第2次四街道市住生活基本計画（案）」を作成いたしましたので、この計画案に対する皆様の御意見をお寄せください。

意見の募集は終了しました。

計画等の案

第2次四街道市住生活基本計画（案）

[第2次四街道市住生活基本計画（案）（PDF：3,851KB）](#)

計画の概要

第1章 はじめに
第2章 四街道市の住生活の現況と課題
第3章 住宅政策の方向性
第4章 計画の推進に向けて
参考資料

資料の閲覧方法

建築課にて配布（市役所本館1号棟2階16番窓口）（平日開庁時間午前9時00分～午後4時30分）
市ホームページよりダウンロード

意見募集期間

令和7年12月15日（月曜）から令和8年1月14日（水曜）
持参の場合は、午前9時00分から午後4時30分（年末年始、土曜、日曜、祝日を除く。）

[令和7年度](#)[（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)[第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集（結果公表）](#)[第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集（募集結果）](#)[四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)[（意見提出手続）第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（意見提出手続）四街道市手話言語条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)[（意見提出手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)[（審議会等手続）第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[（審議会等手続）第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[（審議会等手続）四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る四街道市ごみ処理対策委員会（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市こども計画の一部変更について（結果公表）](#)

※配布した市政だより（12月15日号）では、1月13日までとなっておりますが1月14日まで募集しますのでご注意ください。

[四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)

[四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

意見提出ができる人

市内に住所を有する人（脚注1）
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する人
市内の学校に在学する人
対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。
（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

持参

市役所本館 1 号棟 2 階 1 6 番窓口 建築課

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市都市部建築課あて

FAX

043-424-8921
四街道市都市部建築課あて

電子メール

メールアドレス：ykenchiku（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp
（注釈）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください
四街道市都市部建築課あて

- ・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
- ・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
- ・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

[意見提出手続による意見書（任意様式）（ワード：18KB）](#)

意見提出手続による意見書（任意様式）（WORD）のダウンロードができます。

上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

意見の検討結果の公表

令和8年1月下旬頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。
・賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
・氏名、住所、連絡先等は公表しません

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

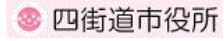
都市部建築課

電話：043-421-6144・6147

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 都市部建築課 住宅係

行政活動の名称		四街道市住生活基本計画の策定				
審議会等の名称		四街道市住生活基本計画策定委員会	委員数(うち公募)	10(2)人		
実施	意見を求めた日	R7年7月29日	☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()			
	計画等、資料の名称	第2次四街道市住生活基本計画(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R7年7月29日(火)	(2)	[0]	年 月 日()	() []
		R7年10月30日(木)	(2)	[0]	年 月 日()	() []
		R7年12月2日(火)	(1)	[0]	年 月 日()	() []
		R8年1月29日(木) ～8年2月9日(月)	(2)	[0]	年 月 日()	() []
	意見提出された日	R7年12月2日	☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他 ()			
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
結果	意見の取扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の協議が成されたため、変更なしとして計画案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R8年3月3日 四街道市公告第47号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R8年3月3日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	△	手続きとしては適切であるが、結果の公表について、答申後に速やかに行うべきであった。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

建 第 52 号
令和7年7月29日

四街道市住生活基本計画策定委員会
委員長 鈴木 雅之 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市住生活基本計画について（諮問）

四街道市住生活基本計画策定委員会設置条例第2条の規定により、下記事項について
貴審議会の意見を求めます。

記

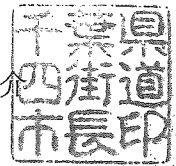
1. 四街道市住生活基本計画について

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年3月3日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市住生活基本計画策定委員会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第2次四街道市住生活基本計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙・計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

基本理念である「笑顔が住まいに宿るまち 四街道」を実現するために、「住み良さを実感できる住まいづくり」など4つの基本目標を設定し、今後10年間の住まいと住環境の整備に取り組みます。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、都市部建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

都市部建築課（TEL 043-421-6147）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [今年度終了した市民参加手続](#) ▶

(審議会等手続) 第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続) 第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

更新：2026年2月10日

第2次四街道市住生活基本計画に関する四街道市住生活基本計画策定委員会への諮問

第2次四街道市住生活基本計画について、令和7年7月29日開催の四街道市住生活基本計画策定委員会に諮問しました。

📎 [諮問書 \(PDF: 60KB\)](#)

四街道市住生活基本計画策定委員会からの答申

令和7年12月2日に次のとおり答申を受けました。
令和8年2月9日に計画案が承認されました。

📎 [答申書 \(PDF: 63KB\)](#)

📎 [第2次四街道市住生活基本計画 \(案\) \(PDF: 3.674KB\)](#)

答申に対する市の考え方

答申は、四街道市住生活基本計画策定委員会での議論を整理・集約したものであり、計画案はその意見が反映されたものであるため、内容の修正は行いませんでした。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

都市部建築課

電話：043-421-6147 (住宅係)

🏠 [ページの先頭へ](#)

📁 今年度終了した市民参加手続

▶ [\(審議会等手続\) 第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [四街道市多文化共生推進プラン \(案\) に係るパブリックコメントの実施](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画 \(案\) に係る四街道市ごみ処理対策委員会 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱 \(案\) に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市こども計画の一部変更について \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市手話言語条例 \(案\) に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

🏢 四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

令和 7 年 1 2 月 2 日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市住生活基本計画策定委員会

委員長 鈴木 雅之

四街道市住生活基本計画について（答申）

令和 7 年 7 月 2 9 日付け建第 5 2 号で貴職から諮問のありました標記の件について、国、県の住生活基本計画及び四街道市総合計画との整合や四街道市マンション管理適正化推進計画の策定にも配慮し、総合的に調査審議を行った結果を取りまとめ、別添「第 2 次四街道市住生活基本計画（案）」をもって答申します。

今後、本計画の推進にあたっては、この答申を尊重し、下記の事項に十分配慮され、本計画の目指す「笑顔が住まいに宿るまち 四街道」の実現に向け、努力されることを望みます。

記

1. より良い住まいづくり・まちづくりを進めていくために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと積極的に計画に参加し、三者が一体となり連携・協力して取り組むこと。
2. 年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住生活・住環境の整備に努めること。
3. 基本目標の実現に向け、より良い成果が得られるよう適切な進行管理業務を行い、住宅施策の推進が図られるよう課題意識を持って取り組むこと。

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定				
概 要	性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会を目指し、四街道市男女共同参画推進計画を策定し、計画に基づく様々な取組みを行っている。 そこで、計画が掲げているめざす社会のすがた「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を実現するための1つとして、全国的に広がっているパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☒ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R8年3月31日制定	行政活動実施時期 *2	R8年3月31日公布 R8年8月1日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定に係るパブリックコメント	R7年12月15日	R7年12月16日 ～R8年1月14日	1 人 1 件	R8年1月26日 R8年3月19日(訂正)
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市男女共同参画審議会		R7年10月23日	0 人 13(3) 人	HP R7年11月19日 公告 R8年4月30日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動の名称		四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定								
審議会等の名称		四街道市男女共同参画審議会			委員数(うち公募)		13(3)人			
実施	意見を求めた日	R7年10月23日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()						
	計画等、資料の名称	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の基本的考え方について								
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R7年10月23日(木)	(13)	[0]	年	月	日()	() []		
		年	月	日()	()	[]	年	月	日()	() []
		年	月	日()	()	[]	年	月	日()	() []
	意見提出された日	R7年10月27日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()						
意見提出に至る審議過程	市が提示した基本的考え方に対し委員が議論を行い、その議論を反映した答申が成された。									
結果	意見の取扱い	原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する要綱案を作成した。								
	公表日(公告日)・公告番号	R8年4月30日 四街道市公告第95号								
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R7年11月19日		☐ 回覧 年 月 日				
☐ その他()										

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	△	手続きとしては適切であるが、結果の公表について公告を速やかに行うべきであった。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

み 第 7 4 号

令和7年10月23日

四街道市男女共同参画審議会

会長 市川 香織 様

四街道市長 鈴木 陽 介



四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の基本的考え方について（諮問）

四街道市男女共同参画審議会条例（平成24年四街道市条例第31号）第2条第3号の規定により、四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の基本的考え方（案）について、貴審議会の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年4月30日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市男女共同参画審議会

(2) 計画等の案の名称

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）

(3) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及びその意見に対する市の考え方

原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する要綱案を作成した。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、地域共創部みんなで課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

地域共創部みんなで課（TEL 043-420-7525）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [情報公開等・委員会・審議会](#) [委員会・審議会](#) [会議開催結果](#) [令和7年度会議開催結果](#)

令和7年度 第1回 四街道市男女共同参画審議会

令和7年度 第1回 四街道市男女共同参画審議会

更新：2025年11月19日

会議の開催結果について

1.会議名

令和7年度 第1回 四街道市男女共同参画審議会

2.開催日時

令和7年10月23日（木曜）午後3時から午後4時まで

3.開催場所

四街道市保健センター3階 大会議室

4.会議の概要

- 四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の基本的考え方について、事務局より説明を行い、諮問答申を行いました。
- 第4次四街道市男女共同参画推進計画に係る令和7年度評価報告書について、事務局より説明を行い、委員より意見を募りました。

5.公開・非公開の別

公開

6.傍聴人数

0人

7.問合せ先

担当課名：みんなで課
電話番号：043-420-7525

[令和7年度 第1回 四街道市男女共同参画審議会会議録（PDF：131KB）](#)

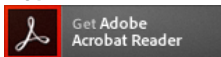
[会議資料（PDF：1,889KB）](#)

[諮問書（四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の基本的考え方）（PDF：107KB）](#)

[答申書（四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の基本的考え方）（PDF：189KB）](#)

[四街道市男女共同参画審議会の詳細](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

総務部総務課
電話：043-421-6101 043-421-6103（情報公開室）

令和7年度会議開催結果

[令和7年度 第1回 四街道市職員倫理委員会](#)

[令和7年度 第3回 四街道市社会教育委員会議](#)

[令和7年度 第2回 四街道市文化財審議会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市子ども・子育て会議](#)

[令和7年度 第3回 四街道市国民健康保険運営協議会](#)

[令和7年度 第3回 四街道市みんなで地域づくり推進委員会](#)

[令和7年度 第1回 四街道市環境審議会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市生涯学習審議会](#)

[令和7年度 第4回 四街道市住生活基本計画策定委員会（書面開催）](#)

[令和7年度 第3回 四街道市地域包括支援センター運営等協議会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市保健福祉審議会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市都市計画審議会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市特別支援連携協議会](#)

[令和7年度 第1回 四街道市スポーツ推進審議会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市学校給食運営委員会](#)

[令和7年度 第2回 四街道市社会教育委員会議](#)

[令和7年度 第2回 四街道市史編さん委員会](#)

[ページの先頭へ](#)

男女共参審第1号

令和7年10月27日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市男女共同参画審議会

会長 市川 香 織



四街道市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の基本的考え方について（答申）

令和7年10月23日付けみ第74号で諮問のありましたこのことについては、四街道市が多様な生き方を尊重し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を検討されていることに対し、本審議会は深く理解と賛同を表明いたします。制度の導入にあたり、その基本的考え方は適切であると判断いたしますが、制度の円滑な運用と市民への周知、そして職員の理解促進を鑑み、下記の点について特に留意し、計画的に取り組んでいただくよう要望いたします。

記

1 市民への周知及び理解促進について

制度の目的、内容、手続き、利用者が安心して利用できる環境について解説するため、市民にわかりやすいガイドブックやリーフレットの作成を要望いたします。

2 市職員に対する研修の実施について

制度を運用する職員一人ひとりが、制度の趣旨を深く理解し、多様な性的指向や性自認を持つ市民に対し、適切かつ丁寧な対応ができるよう、意識啓発と知識習得の機会を設けることが不可欠であることから、市職員に対する研修を実施することを要望いたします。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動の名称		四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定			
周 知	計画等の案、資料の名称	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱			
	公表日(公告日)・公告番号	R7年12月15日 四街道市公告第304号			
	その他の周知方法	☒ 広報 R7年12月15日 ☒ HP R7年12月15日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			
実 施	意見提出期間	R7年12月16日(火) ～ R8年1月14日(水)		30日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	1 人 団体	1 件	属性の傾向	特になし
結 果	意見の取扱い	意見の有無	☐ 無 ☒ 有		1 件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			1 件
	公表日(公告日)・公告番号	R8年1月26日 四街道市公告第22号 R8年3月19日 四街道市公告第51号(訂正公告)			
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R8年1月26日 R8年3月19日(訂正) ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和7年12月15日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

地域共創部みんなで課の窓口（市役所3階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から16時30分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 計画等の案に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 計画等の案に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
地域共創部みんなで課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8920
地域共創部みんなで課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp
地域共創部みんなで課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、5MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和7年12月16日（火）から1月14日（水）まで

※ 郵送の場合は、1月14日（水）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和8年2月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

地域共創部みんなで課 (Tel 043-420-7525)

冬季バドミントン大会

とき… 8年2月8日(日)9時10分受付

ところ…総合公園体育館

種目…男女別ダブルス個人戦

対象…市内在住・在勤・在学・在クラブの方（一般参加枠あり）、中学生以上で競技審判ができる方

参加費…市内在住・在勤・在学・在クラブ参加者1,500円、一般2,000円

※ただし高校生一律1,500円、中学生一律1,000円

※当日集金

※傷害保険・賠償責任保険は各自で加入

申し込み…1月23日(金)までに、市バドミントン協会ホームページ内の専用フォームから申し込み

☎ 同協会 ✉ yotsubad@gmail.com

(担当：文化・スポーツ課)

精神保健ボランティア入門講座

精神障がいを理解し、どのように寄り添い、サポートしていくか学びます。初めての方でも安心して参加できるよう、基礎から丁寧に解説します。

とき… 8年1月16日(金)・23日(金)・30日(金)10時～12時
※全3回

ところ…福祉センター 3階会議室

内容…精神障がいや発達障がいについての講話、当事者のお話

定員…先着20人

申し込み…1月14日(水)までにメールまたは電話でボランティアセンター

☎ ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

☎ 421-6300 ✉ vc@yotsukaido-shakyo.or.jp

(担当：社会福祉課)

健康まちづくりシンポジウム（第2弾）

いろいろな人が活躍できる居場所づくり

四街道の「支えあい100人情報交換会」と「まごころ在宅連携会」と共催し、多様な主体でまちづくりのあり方を語り合います。

とき… 8年1月22日(木)14時30分～

ところ…わろうべの里 多目的ホール（オンライン参加も可）

対象…まちづくりに関心のある方

定員…会場100人・オンライン無制限 ※参加無料

内容…成果報告、パネルディスカッションなど

座長…近藤克則氏（千葉大学）、梅野福太郎氏（四街道まごころクリニック）

登壇者…中込敦士氏（千葉大学）、岩渕琢磨氏（岩渕薬品社長）、河野さつき氏（畑楽農園）、岩本博美氏（障害者相談支援事業所）、鈴木陽介市長

申し込み…市ホームページ内の専用フォームから申し込み

※オンライン参加者には後日、メールアドレス宛てにリンクを送ります

☎ 千葉大学予防医学センター

☎ 290-3177

みんなで課 ☎ 420-7525



市ホームページ▲



意見募集

対象	募集期間	担当課
第2次四街道市住生活基本計画（案）	12月15日(月)～8年1月14日(水)	建築課 ☎ 421-6147 FAX 424-8921 ✉ ykenchiku@city.yotsukaido.chiba.jp
一般廃棄物処理基本計画	12月15日(月)～8年1月15日(木)	廃棄物対策課 ☎ 421-6132 FAX 424-2013 ✉ yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp
パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）	12月16日(火)～8年1月14日(水)	みんなで課 ☎ 420-7525 FAX 424-8920 ✉ yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ① 市内在住・在勤・在学の方
- ② 市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③ 対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の配布方法

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可

意見提出方法

募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要事項（住所、氏名、連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#) >

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集

更新：2025年12月15日

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係るパブリックコメントの実施

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱は、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定め、もって多様な生き方を選択できる環境をつくることを目的として策定するものです。要綱案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

[▶ 四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）（PDF：536KB）](#)

意見募集期間

令和7年12月16日（火曜）から1月14日（水曜）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 計画等の案に利害関係を有する人

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- メール

メールアドレス：yminnade（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp
（注釈）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください。
・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープによる提出が可能です。

■ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見提出電子フォーム](#)

意見の検討結果の公表

令和8年2月頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方

実施中の市民参加手続

- ▶ [四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集](#)
- ▶ [（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)

情報が
見つからないときは

等を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

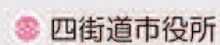
地域共創部みんなで課

電話：043-420-7525（地域づくり係）・043-421-6106（コミュニティ推進係） ファクス：043-424-8920

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年1月26日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した箇所なし

4 その他

地域共創部みんなで課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

5 問合せ先

地域共創部みんなで課（TEL 043-420-7525）

公告の訂正について

令和8年1月26日四街道市公告第22号の一部を次のように訂正する。

令和8年3月19日

四街道市長 鈴木 陽介



1 公告の題名

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

2 訂正する内容

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

(訂正前) 提出された意見なし

(訂正後) 別紙1のとおり



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [過去の市民参加手続](#) ▶ [市民参加手続対象とした行政活動](#) ▶ [令和7年度](#) ▶

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）

更新：2026年1月26日

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見の募集についての結果公表

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見を募集したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりました。

意見の提出状況

- ・意見提出者数：0人
- ・意見提出件数：0件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

提出意見が無いため、修正はありません。

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見の募集（パブリックコメントの実施）

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱は、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定め、もって多様な生き方を選択できる環境をつくることを目的として策定するものです。要綱案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

計画等の案

④ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）](#)（PDF：536KB）

意見募集期間

令和7年12月16日（火曜）から1月14日（水曜）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人（脚注1）
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・計画等の案に利害関係を有する人

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

- ・持参
- ・郵送
- ・FAX
- ・電子申請（下記リンクより、電子申請にて提出することができます。）

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。

令和7年度

- ▶ [（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集（結果公表）](#)
- ▶ [第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集（募集結果）](#)
- ▶ [四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市手話言語条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [（審議会等手続）第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る四街道市ごみ処理対策委員会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市](#)

また、文章による提出が困難な人は、録音テープによる提出が可能です。

電子申請フォーム



■ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見提出電子フォーム](#)

意見の検討結果の公表

令和8年2月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

地域共創部みんなで課

電話：043-420-7525（地域づくり係）・043-421-6106（コミュニティ推進係） ファクス：043-424-8920

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[こども計画の一部変更について（結果公表）](#)

▶ [四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)

▶ 四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

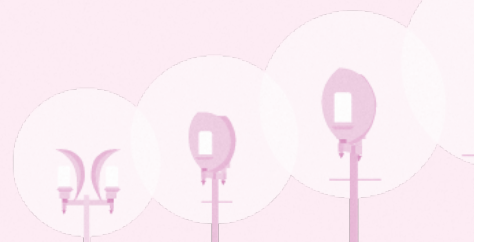
開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.





検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) >

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）

更新：2026年3月19日

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見の募集についての結果公表

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見を募集したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりました。（注釈）掲載漏れがありましたので再度掲載しました。

意見の提出状況

- ・意見提出者数：1人
- ・意見提出件数：1件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

↓ [意見の概要及び意見に対する市の考え方（PDF：59KB）](#)

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見の募集（パブリックコメントの実施）

四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱は、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定め、もって多様な生き方を選択できる環境をつくることを目的として策定するものです。要綱案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

計画等の案

↓ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）（PDF：536KB）](#)

意見募集期間

令和7年12月16日（火曜）から1月14日（水曜）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人（脚注1）
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・計画等の案に利害関係を有する人

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

- ・持参
- ・郵送
- ・FAX
- ・電子申請（下記リンクより、電子申請にて提出することができます。）

今年度終了した市民参加手続

▶ [（審議会等手続）第2次住生活基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [（審議会等手続）第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る四街道市ごみ処理対策委員会（結果公表）](#)

▶ [（意見提出手続）第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

▶ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）四街道市こども計画の一部変更について（結果公表）](#)

▶ [（意見提出手続）四街道市手話言語条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)

▶ [（審議会等手続）四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープによる提出が可能です。

電子申請フォーム



■ [四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に係る意見提出電子フォーム](#)

意見の検討結果の公表

令和8年2月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

地域共創部みんなで課

電話：043-420-7525（地域づくり係）・043-421-6106（コミュニティ推進係） ファクス：043-424-8920

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】福祉サービス部社会福祉課地域福祉係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	第4次四街道市地域福祉計画の策定				
概 要	社会福祉法第107条に基づき地域における福祉施策を総合的に推進する計画				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R8年3月26日策定	行政活動実施時期 *2	R8年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	第4次地域福祉計画に係るパブリックコメント	R8年2月12日	R8年2月13日 ～R8年3月16日	1 人 9 件	R8年3月26日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	保健福祉審議会		R7年5月19日 ～R8年2月6日	11 人 15(3) 人	R8年2月17日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)	①市民アンケート調査 ②地域福祉関連団体 アンケート調査 ③地域福祉関連団体 意見交換会	①②R7年5月16日 ③R7年6月9日	①②R7年6月3日 ～25日 ③R7年6月26日・ 30日、7月4日	①1,049 人 ②30 団体 ③24	R8年2月10日
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部社会福祉課 地域福祉係

行政活動の名称		第4次四街道市地域福祉計画の策定	
方法名		アンケート調査	
方法の概要		市民アンケート…18歳以上の無作為抽出した市民2,000人に郵送 福祉関連団体アンケート…地域福祉を担う31団体に郵送によるアンケート	
周 知	開始日	R7 年 5 月 16 日	
	周知方法	☒ 広報 R7年6月1日 ☒ HP R7年5月16日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(個別郵送及び個別通知による)	
実 施	期間	R7 年 6 月 3 日 ～ R7 年 6 月 25 日 23 日間	
	対象者	18 歳以上の市民 2,000 人 及び 31 団体	属性の傾向 無作為抽出 及び市内の福祉関連団体
結 果	意見の取扱い	市民意見等の全体的な傾向を把握し、審議会手続きを経て計画策定に反映	
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R8年2月10日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()	
	備考(特記事項)	第4次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書(速報)を8月に審議会において報告し、基礎調査報告書の完成版を2月10日にHPで公表	

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

ご協力をお願いします

地域福祉に関するアンケートの 回答にご協力ください

地域福祉などに対する住民の皆さんの考え方やご意見を、第4次四街道市地域福祉計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を行います。

調査方法：住民基本台帳より無作為抽出（満18歳以上、2千人）

回答方法：郵送・Web回答
調査期間：6月25日(水)まで

☎ 社会福祉課

☎ 421-6121



ご確認ください

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金

戦没者などの死亡当時のご遺族で、7年4月1日（基準日）において、公的扶助料や遺族年金などを受け取る方がいない場合、先順位のご遺族一人に特別弔慰金を支給します。

【対象】

- ・基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による受給権を取得した方

- ・戦没者などの子ども
- ・戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※要件によって①～④の順序が

入れ替わります

- ・上記以外の三親等内の親族で戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方

支給内容：額面27万5千円、5年償還の記名国債

※請求受付から国債交付まで、1

年近く時間がかかる場合があります
ます

請求期間：10年3月31日(金)まで
受付・問い合わせ：社会福祉課

☎ 421-6121

4月生まれの
100歳

長寿のお祝い



千葉フサさん（大日）



市東千代さん（旭ヶ丘）

☎ 社会福祉課 ☎ 421-6121

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）

再認定申請のお知らせ

精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）には有効期限が設定されています。お持ちの方は有効期間を確認の上、更新を希望する場合は再認定の申請手続きを行ってください。

有効期間の終了する日の3カ月前から申請が可能ですので、お早めに手続きをお願いします。

【精神障害者保健福祉手帳制度】

（有効期間…2年間）

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対し、社会参加と自

立促進を図るために交付される制度です。

【自立支援医療（精神通院）制度】

（有効期間…1年間）

通院で精神疾患の治療を受ける場合に医療費の一部を公費で負担する制度です。自己負担額は、原則医療費の1割となりますが、所得に応じてひと月あたりの負担額に上限を設けるなどの軽減措置があります。

☎ 障がい者支援課

☎ 421-6122

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [健康・福祉](#) [四街道市地域福祉計画](#)

市民アンケート調査（第4次四街道市地域福祉計画策定のため）の実施について

市民アンケート調査（第4次四街道市地域福祉計画策定のため）の実施について

更新：2025年5月16日

四街道市では、第4次四街道市地域福祉計画策定にあたり、ご近所付き合いや地域活動への参加状況などの実態とともに、地域福祉などに対する住民皆さんの考え方やご意見を広くお聞きするためのアンケート調査票を実施することとなりました。
いただいた回答の結果は統計的に処理し、この調査の目的以外に使用することはありません。趣旨をご理解いただき、率直なご意見をお聞かせくださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

調査対象者

四街道市にお住いの18歳以上の方から無作為に2,000人

調査方法

上記対象者へ調査票を郵送しますので、同封の返信用封筒により6月25日（水曜）までに返信してください。
（注釈）調査票に記載のURLまたは二次元コードよりインターネット回答も可能です。

問い合わせ

調査の趣旨・内容について（調査担当部署）

福祉サービス部社会福祉課地域福祉係
電話：043-421-6121（平日：午前8時30分から午後5時15分まで）

調査票の記入・回答方法・締め切りなどについて（調査実施期間）

株式会社サーベイリサーチセンター
電話：0120-934-901（平日：午前9時から午後5時30分まで）
FAX：03-6826-4777
メール：yotsukaido-survey-ml2（アットマーク）surece.co.jp
（注釈）送信する際は（アットマーク）を@に置き換えて送信してください。

お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課
電話：043-421-6123（管理係） 043-421-6121（地域福祉係） 043-421-6248（生活保護係）

[この担当課にメールを送る](#)

四街道市地域福祉計画

[第3次四街道市地域福祉計画](#)

市民アンケート調査（第4次四街道市地域福祉計画策定のため）の実施について

[第2次四街道市地域福祉計画](#)

[第3次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

第4次四街道市地域福祉計画策定のための 市民アンケート調査へのご協力をお願い

日ごろより福祉行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

四街道市では、令和3年3月に策定した「第3次四街道市地域福祉計画」にもとづき、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、関係団体などと連携し、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組みづくりを進めております。

このたび、次期計画策定にあたり、ご近所付き合いや地域活動への参加状況などの実態とともに、地域福祉などに対する住民の皆さんの考え方やご意見を広くお聞きするためのアンケート調査を実施することとなりました。

この調査は、四街道市にお住まいの18歳以上の方から無作為に2,000人を選ばせていただきました。いただいた回答の結果は、統計的に処理し、この調査の目的以外に使用することはありません。つきましては、趣旨をご理解いただき、率直なご意見をお聞かせくださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

令和7年6月

四街道市長 鈴木 陽介

ご記入にあたって

- 1 質問には、あて名のご本人がご回答ください。ご本人の記入が困難な場合は、ご家族の方などがご本人の考えをお聞きの上、代理でご記入ください。
- 2 回答は、**郵送**または**インターネット**で行うことができます。どちらかの方法をお選びください。
インターネットによる回答をされた場合、この調査票の記入、返送は不要です。
- 3 郵送で回答された場合、同封の返信用封筒を使って返送してください。切手を貼る必要はありません。
- 4 回答は**2025年6月25日（水）**までに、投函または送信してください。

調査の内容、回答の方法などについて、わからないことがございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

◆お問い合わせ先：

【調査の趣旨・内容について／市調査担当部署】

- ・四街道市役所 福祉サービス部 社会福祉課
- ・電話：043-421-6121（平日8：30～17：15）

【調査票の記入・回答方法・締め切りなどについて／調査実施機関】

- ・株式会社サーベイリサーチセンター 世論・計画部
- ・電話：0120-934-901（平日9：00～17：30） FAX：03-6826-4777
- メール：yotsukaido-survey-ml2@surece.co.jp

インターネットによる
回答方法は裏面を
お読みください➡



回答用二次元コード

第4次四街道市地域福祉計画策定のための 団体アンケート調査へのご協力をお願い

日ごろより福祉行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

四街道市では、令和3年3月に策定した「第3次四街道市地域福祉計画」にもとづき、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、関係団体などと連携し、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組みづくりを進めております。

このたび、次期計画策定にあたり、地域福祉の中核を担う団体を対象に、各団体が実施している活動の状況や今後の方向性などをお聞きし、計画策定のための貴重な資料とさせていただくために本調査を実施することとなりました。後日、調査票をもとに直接お会いして、より詳細なご意見などをお聞きする場合がございます。詳細につきましては、別途、ご連絡させていただきます。つきましては、お忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年6月

四街道市長 鈴木 陽介

ご記入にあたって

- 1 質問には、あて名のご本人、または団体に所属する方がご回答ください。
- 2 回答は、郵送またはインターネットで行うことができます。どちらかの方法をお選びください。
インターネットによる回答をされた場合、この調査票の記入、返送は不要です。
- 3 郵送で回答された場合、同封の返信用封筒を使って返送してください。
- 4 回答は2025年6月25日（水）までに、投函または送信してください。

調査の内容、回答の方法などについて、わからないことがございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

◆お問い合わせ先：

- ・四街道市役所 福祉サービス部 社会福祉課
- ・電話：043-421-6121（平日8：30～17：15）

インターネットによる
回答方法は裏面を
お読みください➡



回答用二次元コード

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [健康・福祉](#) [四街道市地域福祉計画](#)

第4次四街道市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果

第4次四街道市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果

更新：2026年2月10日

四街道市では、第4次四街道市地域福祉計画策定にあたり、ご近所付き合いや地域活動への参加状況などの実態とともに、地域福祉などに対する住民皆さんの考え方やご意見を広くお聞きするためのアンケート調査を実施しました。

本調査にご回答いただきました皆さま、ご協力ありがとうございました。

調査対象者

四街道市にお住いの18歳以上の方から無作為に2,000人

調査期間

令和7年6月3日から令和7年6月25日まで

回答方法

インターネットまたは郵送

調査結果報告書

[第4次四街道市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査報告書\(PDF:22,895KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課

電話：043-421-6123（管理係） 043-421-6121（地域福祉係） 043-421-6248（生活保護係）

[この担当課にメールを送る](#)

四街道市地域福祉計画

[第3次四街道市地域福祉計画](#)

第4次四街道市地域福祉計画
策定のための市民アンケート
調査結果

[第2次四街道市地域福祉計画](#)

[第3次四街道市地域福祉計画
策定に係る基礎調査報告書](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部社会福祉課地域福祉係

行政活動の名称		第4次四街道市地域福祉計画の策定		
方法名		地域福祉関連団体意見交換会		
方法の概要		地域福祉を担う 29 団体との意見交換		
周知	開始日	R7 年6月9日		
	周知方法	☐ 広報 年 月 日 ☐ HP 年 月 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(個別通知による)		
実施	期間	R7 年 6 月 26 日 ～ R7 年 7 月 4 日 3 日間		
	対象者	地域福祉関連団体 29 団体	属性の傾向	地域市内の福祉関連団体
結果	意見の取り扱い	意見等の全体的な傾向を把握し、審議会手続きを経て計画策定に反映		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R8年2月10日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)	第4次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書(速報)を8月に審議会において報告し、基礎調査報告書の完成版を2月10日にHPで公表		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない
項 目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	
市民参加推進評価委員会コメント		

社 第 9 4 号
令和 7 年 6 月 9 日

地域福祉関連団体 各位

四街道市長 鈴木 陽介

第 4 次四街道市地域福祉計画策定に係る「意見交換会」の開催について

本市の福祉行政につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、「第 4 次四街道市地域福祉計画」の策定に当たり、地域福祉の中核を担う団体の皆様を対象に、各団体が実施している活動の状況や今後の方向性などをお聞きし、計画策定のための貴重な資料とさせていただくことを目的に、アンケート調査を実施しているところです。

このたび、アンケート調査の内容に関して詳細なご意見をお聞きするため、下記のとおり意見交換会を開催することとなりました。

つきましては、公私ともご多忙の折誠に恐縮ですが、ご出席いただきたくお願い申し上げます。

なお、出席者につきましては、別紙出席連絡票にご記入の上、6 月 1 9 日（木）までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時：令和 7 年 6 月 2 6 日（木）1 0 時～1 1 時 3 0 分

※ご出席が難しい場合は、日時の調整も承りますので、下記問い合わせまでご連絡いただけますと幸いです。

2. 場 所：四街道市役所本館 4 階会議室

3. 内 容：意見交換会

- ① 市の福祉施策について
- ② 日常の活動（地域内、団体内）を通じて、課題や問題となっていることについて
（アンケート関連質問 問 5、問 1 1）
- ③ ①を解決するために障害となっていること、具体的な解決策について
（アンケート関連質問 問 1 2、問 1 3、問 1 4）

問い合わせ

四街道市福祉サービス部 社会福祉課

地域福祉係 木村・深澤

電話 ： 043-421-6121

F A X ： 043-424-8931

e-mail：yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp

第4次四街道市地域福祉計画策定に係る意見交換会 次第

日 時：令和7年6月30日（月）

14：00～15：30

場 所：四街道市役所本館4階会議室

開 会

1. 社会福祉課長あいさつ
2. 各団体あいさつ（自己紹介）
3. 地域福祉計画について（概要説明）
4. 地域福祉活動計画について（概要説明）
5. 意見交換会
 - ① 日常の活動（地域内、団体内）を通じて、課題や問題となっていることについて（アンケート関連質問 問5、問11）
 - ② ①を解決するために障害となっていること、具体的な解決策について（アンケート関連質問 問12、問13、問14）
6. その他

閉 会

第4次四街道市地域福祉計画策定に係る意見交換会 次第

日 時：令和7年7月4日（金）

10：00～11：00

場 所：四街道市役所本館2階会議室

開 会

1. 社会福祉課長あいさつ
2. 各団体あいさつ（自己紹介）
3. 地域福祉計画について（概要説明）
4. 地域福祉活動計画について（概要説明）
5. 意見交換会
 - ① 日常の活動（地域内、団体内）を通じて、課題や問題となっていることについて（アンケート関連質問 問5、問11）
 - ② ①を解決するために障害となっていること、具体的な解決策について（アンケート関連質問 問12、問13、問14）
6. その他

閉 会

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部社会福祉課地域福祉係

行政活動の名称		第4次四街道市地域福祉計画の策定					
審議会等の名称		四街道市保健福祉審議会			委員数(うち公募)		15(3)人
実施	意見を求めた日	R7年5月19日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()			
	計画等、資料の名称	第4次四街道市地域福祉計画概要・同素案・同計画案他					
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R7年5月19日(月)	(2)	[3]	R7年8月18日(月)	(1)	[2]
		R7年11月19日(水)	(2)	[4]	R8年1月16日(金)	(2)	[0]
		R8年2月6日(金)	(3)	[2]	年 月 日()	()	[]
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()	()	[]
	意見提出された日	R8年2月6日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()			
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。						
結果	意見の取扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。					
	公表日(公告日)・公告番号	R8年2月17日 四街道市公告第37号					
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R8年2月17日		☐ 回覧 年 月 日	
☐ その他()							

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

社 第 4 0 号
令和 7 年 5 月 1 9 日

四街道市保健福祉審議会
会長 澁谷 哲 様

四街道市長 鈴木 陽 介



第 4 次四街道市地域福祉計画の策定について（諮問）

四街道市保健福祉審議会条例第 2 条の規定により、第 4 次四街道市地域福祉計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年2月17日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市保健福祉審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第4次四街道市地域福祉計画(案)

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙・計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙・計画案のとおりとする（審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見が最終計画案に反映されている）。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、

福祉サービス部社会福祉課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部社会福祉課（Tel 043-421-6121）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(審議会等手続) 第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続) 第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

更新：2026年2月17日

第4次四街道市地域福祉計画の策定について四街道市保健福祉審議会への諮問

第4次四街道市地域福祉計画について、令和7年5月19日に書面開催の四街道市保健福祉審議会に諮問しました。

[諮問書 \(PDF：102KB\)](#)

四街道市保健福祉審議会からの答申

令和8年2月6日に次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF：67KB\)](#)

[第4次四街道市地域福祉計画（案） \(PDF：3,226KB\)](#)

答申に対する市の考え方

答申は、四街道市保健福祉審議会での議論を整理・集約したものであり、計画案はその意見が反映されたものであるため、修正は行いませんでした。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課

電話：043-421-6121（地域福祉係）

[ページの先頭へ](#)

今年度終了した市民参加手続

[\(審議会等手続\) 第5次四街道市障がい者基本計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

(審議会等手続) 第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

[四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る四街道市ごみ処理対策委員会（結果公表）](#)

[\(意見提出手続\) 第2次四街道市住生活基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

[四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（案）に対する意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市子ども計画の一部変更について（結果公表）](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市手話言語条例（案）に係る意見の募集（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

令和8年2月6日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市保健福祉審議会
会 長 澁 谷



第4次四街道市地域福祉計画について（答申）

令和7年5月19日付け社第40号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

第4次四街道市地域福祉計画については、別添の第4次四街道市地域福祉計画（案）のとおりとされたい。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】福祉サービス部社会福祉課地域福祉係

行政活動の名称		第4次四街道市地域福祉計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	第4次四街道市地域福祉計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	R8年2月12日 四街道市公告第30号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R8年2月15日	☒ HP R8年2月12日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R8年2月13日 ~ R8年3月16日		32日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	1人 団体	9件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取扱い	意見の有無	☐ 無	☒ 有	9件	
		意見を反映した	5件			
		意見を反映しなかった	3件			
		その他(感想、案件以外の意見等)	1件			
	公表日(公告日)・公告番号	R8年3月26日 四街道市公告55号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R8年3月26日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和8年2月12日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第4次四街道市地域福祉計画(案)

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

福祉サービス部社会福祉課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から16時30分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

- 住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
福祉サービス部社会福祉課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8931
福祉サービス部社会福祉課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp
福祉サービス部社会福祉課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和8年2月13日（金）から3月16日（月）まで

※ 郵送の場合は、3月16日（月）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分まで。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和8年3月下旬

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

福祉サービス部社会福祉課 (Tel 043-421-6121)

みんなでつくるみんなのクラブ

総合型スポーツクラブ四街道SSC

8年度
会員募集

休館日を利用し、会員主体で自主活動をする市公認の総合型地域スポーツクラブです。ニュースポーツプログラムは年会費のみでいくつでも参加できます。運動不足の解消、健康づくりの一步として、ぜひお越しください。

ニュースポーツプログラム

※参加費(月謝)不要。会員登録が必要です

種目	ところ	曜日	とき
ショートテニス	総合公園体育館	月曜日 (月3回)	9時～11時
バウンドテニス			9時～11時30分
卓球①			9時～11時
卓球②(試合のみ)			11時～12時
ダーツ			9時～11時
ソフトバレーボール			11時～13時
スポーツ吹き矢			13時～15時
インディアカ			
バドミントン			
ラージボール卓球			

健康体操プログラム

※会員登録が必要です

種目	ところ	曜日	とき	参加料(月謝)
肩甲骨ストレッチ体操	中央公園武道館	月曜日	10時～11時30分	1,500円 ～2,000円/月
一週間の始まり体操			13時30分～15時	
骨盤エクササイズ&ストレッチ		木曜日	10時～11時30分	

【年会費】

- ①一般(市内) 6,000円
②一般(市外) 9,600円

【加入方法】

事務局で受け付けを行います。また、体験してからの加入も可能です。
※スポーツ吹き矢の体験での道具の貸し出しはありません。ご持参ください

【特記事項】

参加者が最小開催人数に達しないプログラムは、中止または変更することがあります。団体総合補償制度費用保険に加入しています。

④ 四街道SSC事務局

☎/FAX433-1838

✉ yotsukaido-ssc@bz04.

plala.or.jp

(担当:文化・スポーツ課)

※事務局は常駐ではありません。問い合わせについては、連絡先を留守番電話に入れるかメールでお問い合わせいただければ後日対応します



シルバー人材センター入会説明会



とき…毎月第2金曜日13時30分～(予約制・定員5人)

※個別対応あり(要予約)

ところ…シルバー人材センター

対象…市内在住の60歳以上

申し込み…同センター ☎497-5080

※説明後、希望者には入会手続きを行います。入会には、会費3,000円、写真2枚(3cm×2cm)が必要になります

(担当:社会福祉課)

意見募集

対象	募集期間	担当課名・電話番号・FAX番号・メールアドレス
市障がい者基本計画(案)	2月13日(金) ～3月16日(月)	障がい者支援課 ☎421-6122 FAX424-2011 ✉ yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp
第4次市地域福祉計画(案)		社会福祉課 ☎421-6121 FAX424-8931 ✉ yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の配布方法

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから入手可

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所、氏名、連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#) 第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集

第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集

更新：2026年2月12日

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

第4次四街道市地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進する上で、基本的な考え方の共助の活動を促進するための取組方針を定め、各福祉分野が共通して取り組む事項を記載する福祉分野における上位計画です。
あわせて「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画としての位置付けをもつものです。
当該計画は、令和8年度から12年度までの5カ年の計画となり、今年度で現行計画の計画期間が終了することから、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

[第4次四街道市地域福祉計画（案）](#) (PDF:3,227KB)

資料の閲覧方法

社会福祉課にて配布：市役所本館1号棟1階（土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後4時30分）
市ホームページよりダウンロード

意見募集期間

令和8年2月13日（金曜）から3月16日（月曜）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

市内に住所を有する人

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体

市内の事務所等に勤務する人

市内の学校に在学する人

対象の行政活動に利害関係を有する人

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

持参：市役所本館1号棟1階 社会福祉課窓口（土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後4時30分）
郵送：〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市社会福祉課あて（必着）
FAX：043-421-6121
電子メール：yshafuku（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp

（脚注3）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください。

（脚注4）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

（脚注5）添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

（脚注6）メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

（脚注7）メールの件名は「意見提出手続による意見書」としてください。

実施中の市民参加手続

第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集

[四街道市こども計画の一部変更に係る意見の募集](#)

[（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは



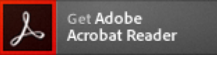
AIチャットボットです！
ご利用を伺います



意見の検討結果の公表

令和8年3月下旬頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。
（脚注8）賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
（脚注9）氏名、住所、連絡先等は公表しません

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課
電話：043-421-6123（管理係） 043-421-6121（地域福祉係） 043-421-6248（生活保護係）
[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所** 市役所への行き方 市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年3月26日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第4次四街道市地域福祉計画(案)

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

別紙3のとおり

4 その他

上記の別紙1～3は、福祉サービス部社会福祉課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

5 問合せ先

福祉サービス部社会福祉課 (TEL 043-421-6121)



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#)

第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集（結果公表）

第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集（結果公表）

更新：2026年3月26日

意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

提出者数：1人
意見件数：8件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

[意見の概要及び意見に対する市の考え方\(PDF:93KB\)](#)
[修正した内容（抜粋）\(PDF:292KB\)](#)

第4次四街道市地域福祉計画の策定

今回の意見提出手続を受けて、第4次四街道市地域福祉計画を策定しました。
計画の詳細については[こちら](#)から

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

第4次四街道市地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進する上で、基本的な考え方の共助の活動を促進するための取組方針を定め、各福祉分野が共通して取り組む事項を記載する福祉分野における上位計画です。

あわせて「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画としての位置付けをもつものです。

当該計画は、令和8年度から12年度までの5力年の計画となり、今年度で現行計画の計画期間が終了することから、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

計画等の案

[第4次四街道市地域福祉計画（案）\(PDF:3,227KB\)](#)

資料の閲覧方法

社会福祉課にて配布：市役所本館1号棟1階（土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後4時30分）
市ホームページよりダウンロード

意見募集期間

令和8年2月13日（金曜）から3月16日（月曜）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

市内に住所を有する人

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する人

実施中の市民参加手続

[四街道市障害者日常生活用具給付等規則の一部を改正する規則（案）に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施](#)

第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集（結果公表）

[四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施（結果公表）](#)

[第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集（結果公表）](#)

[四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集（募集結果）](#)

[（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

市内の学校に在学する人

対象の行政活動に利害関係を有する人

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。

また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

持参：市役所本館1号棟1階社会福祉課窓口（土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後4時30分）

郵送：〒284-8555千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市社会福祉課あて（必着）

FAX：043-421-6121

電子メール：yshafuku（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp

（脚注3）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください。

（脚注4）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

（脚注5）添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

（脚注6）メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

（脚注7）メールの件名は「意見提出手続による意見書」としてください。

意見の検討結果の公表

令和8年3月下旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。

（脚注8）賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

（脚注9）氏名、住所、連絡先等は公表しません

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課

電話：043-421-6123（管理係） 043-421-6121（地域福祉係） 043-421-6248（生活保護係）

この担当課にメールを送る

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

市役所への行き方 市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市こども計画の一部変更				
概 要	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、R8年度から新たな給付として全国の自治体において開始されること、また、「満三歳以上限定小規模保育事業」が児童福祉法に基づき創設されたことに伴い、これらの事業に係る内容は、計画への必須記載事項となったことから、本市における対応を計画に加えるもの				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R8年3月25日制定	行政活動実施時期 *2	R8年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	四街道市こども計画一部変更(案)に係るパブリックコメント	R8年1月23日	R8年1月23日 ～R8年2月24日	0 人 0 件	R8年3月2日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市子ども・子育て会議		R7年11月12日	2 人	HP R7年12月24日
				15(3) 人	公告 R7年12月25日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称		四街道市こども計画の一部変更					
審議会等の名称		四街道市子ども・子育て会議			委員数(うち公募)		15(3)人
実施	意見を求めた日	R7年11月12日	☐ 諮問 ☒ 依頼 ☐ その他 ()				
	計画等、資料の名称	四街道市こども計画一部変更					
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R7年11月12日(水)	(2)	[2]	年 月 日()	()	[]
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()	()	[]
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()	()	[]
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()	()	[]
意見提出された日	R7年12月19日	☐ 答申 ☐ 提言 ☒ その他(報告)					
意見提出に至る審議過程	市が提示した変更案に対し委員から特段の意見はなく、その後報告書が提出された。						
結果	意見の取扱い	変更案の記載内容は適切な内容である旨の報告書が提出されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する変更計画案を作成した。					
	公表日(公告日)・公告番号	R7年12月25日 四街道市公告第311号					
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R7年12月24日		☐ 回覧 年 月 日	
☐ その他()							

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

子 第 2 0 4 号
令和7年10月14日

四街道市子ども・子育て会議
会長 中溝 明子 様

四街道市長 鈴木 陽介
(公印省略)

令和7年度第1回四街道市子ども・子育て会議の開催について(依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり令和7年度第1回子ども・子育て会議を開催くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和7年11月12日(水) 10時00分から
2. 場 所 四街道市保健センター3階大会議室
3. 議題(予定)
 - ・四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の令和6年度の評価について
 - ・四街道市こども計画の一部変更について
 - ・保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

<お問い合わせ>

四街道市健康こども部子育て支援課

電 話 : 043-421-6124

担 当 : 三宅・若林

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年12月25日

四街道市長 鈴木 陽



1 審議会等手続の対象等

- (1) 審議会等の名称
四街道市子ども・子育て会議
- (2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称
四街道市こども計画一部変更（案）
- (3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要
別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

なお、市が提示した変更案に対して委員から特段の意見はなく、承認をいただいたことから、修正等はいりませんでした。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30分までとする。

4 問合せ先

健康こども部子育て支援課（TEL 043-421-6124）



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#)
(審議会等手続) 四街道市こども計画の一部変更について (結果公表)

(審議会等手続) 四街道市こども計画の一部変更について (結果公表)

更新：2025年12月24日

四街道市子ども・子育て会議への依頼

令和7年10月14日付けで、令和7年度第1回四街道市子ども・子育て会議において審議することを依頼しました。

- 1 依頼 (PDF: 50KB)
- 2 四街道市こども計画一部変更 (案) (PDF: 145KB)

四街道市子ども・子育て会議からの報告

令和7年12月19日付けで以下の通り報告を受けました。

- 1 報告 (PDF: 201KB)
- 2 令和7年度第1回子ども・子育て会議会議録 (PDF: 85KB)

報告に対する市の考え方

市が提示した変更案に対して委員から特段の意見はなく、承認をいただいたことから、修正等は行いませんでした。

今後の取り扱い

今後、「四街道市こども計画一部変更 (案)」は、意見提出手続 (パブリックコメント) を実施し、皆様のご意見を募集します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124 (子育て支援係) 043-420-7520 (家庭児童相談係)

[この担当課にメールを送る](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

令和7年12月19日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市子ども・子育て会議
会 長 中 溝 明



四街道市こども計画の一部変更について（報告）

令和7年10月14日付字第204号にて依頼のありましたこのことにつきましては、本会議において、慎重に審議を行いましたので以下の通り報告いたします。

1. はじめに

本会議は、平成30年5月1日より施行された四街道市子ども・子育て会議条例に基づき、設置された機関である。それぞれの委員が公正かつ公平な立場を基本姿勢として審議を行った。

2. 審議内容

令和7年11月12日、令和7年度第1回四街道市子ども・子育て会議を開催しました。

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から新たな給付として全国の自治体において開始されること、また、「満三歳以上限定小規模保育事業」が児童福祉法に基づき創設されたことに伴い、これらの事業に係る内容は、こども計画への必須記載事項となったことから四街道市こども計画の一部変更に係る審議を行いました。

変更案に盛り込まれた記載内容は、四街道市の保育の実情に即した適切な内容であると考えます。

なお、各委員より変更案に係る意見等はありませんでした。

3. おわりに

本計画の基本理念に掲げる『こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち“よっかいどう”』の実現に向け、こどもが地域や社会の中で安心して成長できるよう、地域住民と行政が一体となって、当事者であるこどもの意見に寄り添い、支え、応援し続ける四街道市となることを期待します。

別添：四街道市こども計画一部変更（案）

令和7年度第1回四街道市子ども・子育て会議会議録

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称		四街道市こども計画の一部変更			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市こども計画一部変更(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R8年1月23日 四街道市公告第20号			
	その他の周知方法	☒ 広報 R8年2月1日	☒ HP R8年1月23日	☐ 回覧 年 月 日	
		☐ その他()			
実施	意見提出期間	R8年1月23日	～	R8年2月24日	32 日間
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0 人	0 件	属性の傾向	
	0 団体				
結果	意見の取扱い	意見の有無	☒ 無	☐ 有	0 件
		意見を反映した	0 件		
		意見を反映しなかった	0 件		
		その他(感想、案件以外の意見等)	0 件		
	公表日(公告日)・公告番号	令和8年3月2日 四街道市公告第45号			
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R8年3月2日	☐ 回覧 年 月 日	
		☐ その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

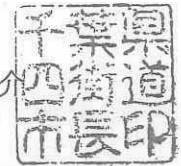
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和8年1月23日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こども計画一部変更（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の閲覧方法

健康こども部子育て支援課の窓口（市役所本館1号棟1階）及び情報公開室（市役所本館1号棟3階）で閲覧できるほか、四街道市ホームページ

(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から16時30分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープや点字等の方法により意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
健康こども部子育て支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011
健康こども部子育て支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp
健康こども部子育て支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

また、件名は「意見提出手続による意見書」とすること。

4 意見提出期間

令和8年1月23日（金）から2月24日（火）まで

※ 郵送の場合は、2月24日（火）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分まで。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

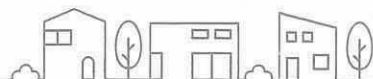
令和8年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康こども部子育て支援課 (Tel 043-421-6124)



春の硬式テニス教室 (小学生・初中級)

「テニスを始めたい」「基礎からテニスを練習したい」という方向けの教室です。

とき…3月22日・29日、4月5日・12日 (いずれも日曜日)

①小学生の部…9時～10時30分

②一般の部…10時45分～12時45分

ところ…総合公園テニスコート

対象…①新1～6年生で、本人が在住・在学・在クラブまたは保護者が在勤・在クラブの方

②市内在住・在勤・在学・在クラブの中学生以上

定員…各36人 ※申し込み多数の場合は抽選

参加費…①1日500円

②1日1,000円 (中・高校生500円)

※開催日ごとに集金 (保険料含む)

申し込み…2月21日(土)までにメールで市テニス連盟 (受付後3日以内に返信)

☎ 同連盟 ☎ yctl.since1984@gmail.com

(担当: 文化・スポーツ課)

第28回 春の市民バウンドテニス親善交流大会

とき…3月8日(日)9時～

ところ…総合公園体育館

対象…市内在住・在勤・在学の方または市バウンドテニス協会と交流がある方

参加費…1人1,000円 (傷害保険含む)

※6人1組の団体戦。個人での申し込みの場合は協会で組み合わせを行います

申し込み…2月19日(土)までに電話で同協会

☎ 同協会 (奥田) ☎ 090-2431-9471

(担当: 文化・スポーツ課)

普通救命講習 (Ⅲ) eラーニング

とき…3月14日(土)9時～11時

ところ…わろうべの里 多目的ホール

対象…市内在住・在勤・在学の方

定員…先着30人 ※10人未満の場合は中止

内容…応急手当の目的、必要性などについて、

心肺蘇生法 (対小児・乳児)

AEDの使用法、止血法

※受講者には、救命講習修了証を交付

申し込み…2月9日(月)～20日(金)に下記

フォームまたは電話で消防本部警防課

(平日9時～16時30分)

☎ 消防本部警防課

☎ 422-0119 (代表)

申し込み
フォーム▶



※7119は急なケガや病気で
不幸な住民に安心を提供します



軟式野球 新規登録チーム・審判員募集

8年度からの新規登録を受け付けます。なお、現在登録中のチームには個別に通知します。また、審判員として大会などで協力可能な方も募集します。

対象…市内在住・在勤の方で構成されているチーム

※登録チームは、春と秋の市民大会に参加できます

費用…登録料20,000円、大会参加費 (春・秋)

10,000円 ※抽選会時に集金

※秋からの大会参加の場合でも登録料は必要

申し込み…2月10日(火)までに電話で市野球協会 (辻)

【春の大会抽選会】

とき…3月7日(土)19時～

※必ず代表者 (代理可) が出席すること

ところ…文化センター203号室

☎ 同協会 (辻) ☎ 090-2483-9143

(担当: 文化・スポーツ課)

意見募集

対象	募集期間	担当課
四街道市子ども計画の一部変更	2月24日(火)まで	子育て支援課 ☎ 421-6124 FAX 424-2011 ☎ ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

①市内在住・在勤・在学の方

②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体

③対象の行政活動に利害関係を有する方

資料の配布方法

担当課窓口 (平日のみ)、市ホームページから入手可

意見提出方法

募集期間内に、意見書 (様式は任意) に必要事項 (住所・氏名・連絡先) を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

シルバー人材センターからのお知らせ

植木の手入れ、草取り作業の8年度分受け付けを開始します。なお、作業できる件数に限りがあるため、予約件数が上限に達し次第、申し込みを締め切りますのでご注意ください。※事故防止のため、3m以上の植木の手入れは不可

申し込み…2月12日(木)から電話でシルバー人材センター ☎ シルバー人材センター ☎ 497-5080 (平日のみ) (担当: 社会福祉課)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [実施中の市民参加手続](#) > 四街道市こども計画の一部変更に係る意見の募集

四街道市こども計画の一部変更に係る意見の募集

更新：2026年1月23日

四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施

本市ではこども基本法第10条に基づき、基本理念を「こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち“よつかいどう”」とする四街道市こども計画を令和7年3月に策定しました。
現在は当該計画の期間中（令和7年度から令和11年度まで）ですが、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から新たな給付として全国の自治体において開始されること、また、「満三歳以上限定小規模保育事業」が児童福祉法に基づき創設されたことに伴い、これらの事業に係る内容は、計画への必須記載事項となったことから、本市における対応を計画に盛り込むため、四街道市こども計画一部変更（案）を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

四街道市こども計画一部変更（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

【閲覧場所】

- ・子育て支援課（市役所本館1号棟1階）
- ・情報公開室（市役所本館1号棟3階）

【閲覧時間】

- ・午前9時から午後4時30分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

市ホームページ（以下よりダウンロード）

④ 四街道市こども計画一部変更（案）（PDF：145KB）

こちらからダウンロードできます。

④ 四街道市こども計画（参考）（PDF：3.663KB）

令和7年3月に策定した四街道市こども計画を参考にいただけるよう掲載しています。

意見募集期間

令和8年1月23日（金曜）から令和8年2月24日（火曜）まで

郵送の場合は、2月24日（火曜）までに必着。

持参の場合は、午前9時から午後4時30分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人（市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

④ 意見書（参考様式）（ワード：19KB）

実施中の市民参加手続

▶ [四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施](#)

▶ [（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)



情報が

見つからないときは

意見書（参考様式）のダウンロードができます。

参考様式を使用する場合は、こちらからダウンロードし、必要事項を記入してください。

持参

市役所本館1号棟1階 子育て支援課窓口

郵送

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部子育て支援課あて

FAX

043-424-2011

四街道市健康こども部子育て支援課あて

電子メール

メールアドレス：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市健康こども部子育て支援課あて

（脚注2）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

（脚注3）添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

（脚注4）メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

（脚注5）メールの件名は「意見提出手続による意見書」としてください。

意見の検討結果の公表

令和8年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

（脚注6）賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

（脚注7）氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124（子育て支援係） 043-420-7520（家庭児童相談係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111（代表）

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年3月2日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市こども計画一部変更（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

なし

4 その他

上記の別紙1は、健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

5 問合せ先

健康こども部子育て支援課（TEL 043-421-6124）



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [実施中の市民参加手続](#) >

四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施（結果公表）

四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施（結果公表）

更新：2026年3月2日

四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施（結果）

四街道市こども計画の一部変更に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- ・意見提出者数0人
- ・意見提出件数0件

四街道市こども計画の一部変更

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を改正案としました。

④ [四街道市こども計画一部変更（案）](#)（PDF：145KB）

四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメントの実施

本市ではこども基本法第10条に基づき、基本理念を「こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち“よつかいどう”」とする四街道市こども計画を令和7年3月に策定しました。

現在は当該計画の期間中（令和7年度から令和11年度まで）ですが、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から新たな給付として全国の自治体において開始されること、また、「満三歳以上限定小規模保育事業」が児童福祉法に基づき創設されたことに伴い、これらの事業に係る内容は、計画への必須記載事項となったことから、本市における対応を計画に盛り込むため、四街道市こども計画一部変更（案）を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

計画等の案

四街道市こども計画一部変更（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

【閲覧場所】

- ・子育て支援課（市役所本館1号棟1階）
- ・情報公開室（市役所本館1号棟3階）

【閲覧時間】

- ・午前9時から午後4時30分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

市ホームページ（以下よりダウンロード）

④ [四街道市こども計画一部変更（案）](#)（PDF：145KB）

こちらからダウンロードできます。

④ [四街道市こども計画（参考）](#)（PDF：3.663KB）

令和7年3月に策定した四街道市こども計画を参考にいただけるよう掲載しています。

意見募集期間

令和8年1月23日（金曜）から令和8年2月24日（火曜）まで
郵送の場合は、2月24日（火曜）までに必着。

実施中の市民参加手続

▶ [第4次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見の募集](#)

▶ [四街道市こども計画の一部変更に係る意見の募集](#)

▶ [第5次四街道市障がい者基本計画（案）に係る意見募集](#)

▶ [（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

持参の場合は、午前9時から午後4時30分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人（市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

④ 意見書（参考様式）（ワード：19KB）

意見書（参考様式）のダウンロードができます。

参考様式を使用する場合は、こちらからダウンロードし、必要事項を記入してください。

持参

市役所本館1号棟1階 子育て支援課窓口

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市健康こども部子育て支援課あて

FAX

043-424-2011
四街道市健康こども部子育て支援課あて

電子メール

メールアドレス：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市健康こども部子育て支援課あて

（脚注2）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

（脚注3）添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

（脚注4）メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

（脚注5）メールの件名は「意見提出手続による意見書」としてください。

意見の検討結果の公表

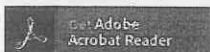
令和8年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え等を公表します。

（脚注6）賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

（脚注7）氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話：043-421-6124（子育て支援係） 043-420-7520（家庭児童相談係）

[この担当課にメールを送る](#)

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】都市部 都市計画課 都市計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	高度地区指定基準の制定				
概 要	今まで県が策定していた指定基準に準じて都市計画決定を行っていたが、手続きを適切に進めるために、指定基準等を市が主体的に策定し住民に示す。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☒ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R8年3月2日制定	行政活動実施時期 *2	R8年3月2日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	高度地区指定基準(案)に係るパブリックコメント	R8年11月15日	R7年11月18日 ～R7年12月18日	0 人 0 件	HP R8年1月30日 公告 R8年4月28日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	四街道市都市計画審議会		R8年1月27日	1 人 11(3) 人	HP R8年2月12日 公告 R8年4月28日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】

都市部都市計画課 都市計画係

行政活動の名称		高度地区指定基準の制定			
周 知	計画等の案、資料の名称	四街道市高度地区指定基準(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R8年4月28日 四街道市公告第91号			
	その他の周知方法	☒ 広報 R7年11月15日 ☒ HP R7年11月10日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			
実 施	意見提出期間	R7年11月18日 ~ R7年12月18日		30 日間	
	期間短縮した場合の理由	該当なし			
	意見提出者数	0 人 0 団体	0 件	属性の傾向	特になし
結 果	意見の取扱い	意見の有無	☒ 無		☐ 有 件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R8年4月28日 四街道市公告第92号			
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R8年1月30日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	△	手続きとしては適切であるが、周知の公表及び結果の公表について公告を速やかに行うべきであった。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和8年4月28日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

都市部都市計画課の窓口（市役所1号棟2階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から16時30分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
都市部都市計画課あて
- ② FAXを利用する場合
FAX番号：043-424-8921
都市部都市計画課あて
- ③ 電子メールを利用する場合
電子メールアドレス：ytoshi@city.yotsukaido.chiba.jp
都市部都市計画課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和7年11月18日（火）から12月18日（木）まで

※ 郵送の場合は、12月18日（木）消印有効。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分まで。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

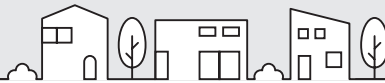
令和8年1月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

都市部都市計画課 (Tel. 043-421-6141)



第23回 親善ソフトバレーボール大会

とき… 8年2月23日(月・祝) 受付9時～

ところ… 総合公園体育館

部門… レディースの部

- ①フリー (18歳以上)
- ②シニア (50歳以上)
- ③ゴールドシニア (コート内合計240歳以上)

参加費… 1チーム 2,000円

※当日集金



申し込み・問い合わせ… 12月26日(金)までに電話で
市ソフトバレーボール連盟 (佐久間)

☎090-7837-1576

(担当: 文化・スポーツ課)

朝市収穫祭

毎週日曜日に開催される朝市では、朝採れ野菜や季節の花など、地元産品を販売しています。地域の皆さんに親しまれているこの朝市で、年に一度の収穫祭を開催します。

先着250人に旬の冬野菜をプレゼントします。普段のお買い物とあわせて、ぜひお立ち寄りください。

とき… 12月7日(日) 7時30分～8時

ところ… 市役所第3駐車場

※7時15分からプレゼントの引換券を配布し、7時40分から交換を開始します

※通常の朝市は年末は12月28日(日)まで、年始は1月18日(日)から開催します



☎産業振興課 ☎421-6133

任期付職員の採用試験

募集職員	募集職種	受験資格	任期	試験日程・内容	受付期間
育休代替任期付職員	一般行政(若干名)	平成20年4月1日までに生まれた方 ※年齢の上限なし	おおむね6ヵ月から3年以内	12月14日(日) 面接試験	11月15日(土)～12月1日(月) ※通信や機器障害によるトラブルについては、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください
保育士の任期付職員	保育士(15人程度)	保育士の登録を受けている方※年齢、学歴、国籍不問	8年4月1日～11年3月31日		

【任期付職員とは】

任期を定めて勤務する職員で、給与、勤務時間、休暇などの勤務条件は、定期昇給がないことを除き、基本的に正規職員と同様です。

【育休代替任期付職員とは】

一般職員の育児休業や育児短時間勤務職員の代替として休業等期間を任期として勤務する職員です。

応募方法… 市ホームページ内の応募フォームから申し込み

※詳細は、募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口(平日のみ)、市ホームページから入手可

※ご不明な点は市ホームページもしくは各担当課にお問い合わせください

育休代替任期付職員
市ホームページ▶保育士の任期付職員
市ホームページ▶

☎人事課 ☎421-6105

意見募集

対象	募集期間	担当課	備考
四街道市高度地区指定基準(案)に対する意見募集	11月18日(火)～12月18日(木)	都市計画課 ☎421-6141 FAX424-8921	現在指定の高度地区の規定に変更はありません。

意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

縦覧方法

担当課窓口(平日のみ)または市ホームページから閲覧可

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所、氏名、連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたは下記フォームで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

提出フォーム▶





検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#) [四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集](#)

四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集

更新：2025年11月10日

四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集の実施

市では、四街道市高度地区指定基準の策定を進めています。
この基準は、都市計画法第8条第1項第3号に基づき、日照、通風、採光などの条件を保護し、都市における良好な住環境を守るために策定するものです。
なお、今回の策定によって現在指定されている高度地区の規定に変更はありません。

計画等の案

四街道市高度地区指定基準（案）

資料の閲覧方法

1. 窓口閲覧

配布場所：都市計画課（市役所本庁舎本館1号棟2階）

配布期間：令和7年11月18日（火曜）から令和7年12月18日（木曜）の9時から16時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

2. 市ホームページ（以下よりダウンロード）

[四街道市高度地区指定基準（案）（PDF：280KB）](#)

意見募集期間

令和7年11月18日（火曜）から令和7年12月18日（木曜）

持参の場合は、9時から16時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（※1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（※2）

※1 国籍、年齢等は問いません。

※2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- 電子申請（下記リンクより、電子申請することができます。）

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/HxJm/1251987>

意見の検討結果の公表

実施中の市民参加手続

[（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#) 情報が
見つからないときは

令和8年1月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

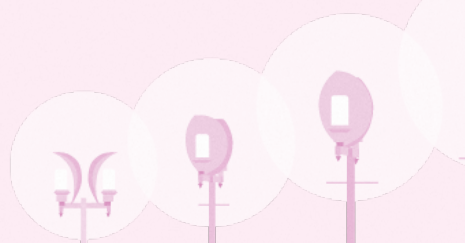
開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年4月28日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

なし

4 その他

上記の別紙は、都市部都市計画課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

5 問合せ先

都市部都市計画課（Tel 043-421-6141）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [実施中の市民参加手続](#) >

四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集（募集結果）

四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集（募集結果）

更新：2026年1月30日

四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集の結果

四街道市高度地区指定基準（案）について意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は以下のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- 意見提出者数 0人
- 意見提出件数 0件

四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集の実施

市では、四街道市高度地区指定基準の策定を進めています。
この基準は、都市計画法第8条第1項第3号に基づき、日照、通風、採光などの条件を保護し、都市における良好な住環境を守るために策定するものです。
なお、今回の策定によって現在指定されている高度地区の規定に変更はありません。
※意見募集期間は終了しました。

計画等の案

四街道市高度地区指定基準（案）

資料の閲覧方法

- 窓口閲覧
配布場所：都市計画課（市役所本庁舎本館1号棟2階）
配布期間：令和7年11月18日（火曜）から令和7年12月18日（木曜）の9時から16時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）
- 市ホームページ（以下よりダウンロード）
[四街道市高度地区指定基準（案）（PDF：280KB）](#)

意見募集期間

令和7年11月18日（火曜）から令和7年12月18日（木曜）
持参の場合は、9時から16時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（※1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（※2）

※1 国籍、年齢等は問いません。

※2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

実施中の市民参加手続

- [四街道市こども計画の一部変更に係る意見の募集](#)
- [四街道市多文化共生推進プラン（案）に係るパブリックコメントの実施](#)
- [（意見提出手続）文化センター大規模改修工事に関する意見の募集（結果公表）](#)

情報が
見つからないときは

- 持参
- 郵送
- 電子申請（下記リンクより、電子申請することができます。）

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

電子申請フォーム

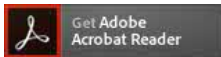
[四街道市高度地区指定基準（案）に対する意見募集フォーム](#)

意見の検討結果の公表

令和8年1月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

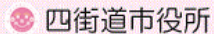
都市部都市計画課

電話：043-421-6141

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

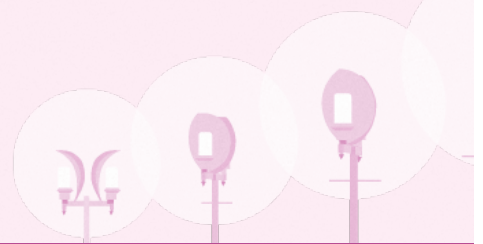
開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動の名称		四街道市 高度地区指定基準の制定					
審議会等の名称		四街道市都市計画審議会			委員数(うち公募)		11(3)人
実施	意見を求めた日	R8年1月27日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()			
	計画等、資料の名称	四街道市高度地区指定基準(案)					
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R8年1月27日(火)	(3)	[1]	年 月 日()	()	[]
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()	()	[]
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()	()	[]
		年 月 日()	()	[]	年 月 日()	()	[]
意見提出された日	R8年1月27日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()				
意見提出に至る審議過程	これまでは千葉県の基準により高度地区が指定されてきたが、市において指定基準を示す方針となったことから、改めて市において指定基準を制定するための、基準案に対して答申が成された。						
結果	意見の取扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する基準案を作成した。					
	公表日(公告日)・公告番号	R8年4月28日 四街道市公告第93号					
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R8年2月12日		☐ 回覧 年 月 日	
☐ その他()							

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	△	手続きとしては適切であるが、結果の公表について公告を速やかに行うべきであった。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

都 第 1 5 8 号

令和8年1月27日

四街道市都市計画審議会

会長 寺木 彰浩 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市高度地区指定基準の制定について（諮問）

このことについて、都市計画法第8条第1項第3号に規定されている高度地区の指定基準を制定するため、貴審議会に諮問いたします。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和8年4月28日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市都市計画審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市高度地区指定基準の制定

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

意見なし

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、

都市部都市計画課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ

(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

都市部都市計画課（Tel 043—421—6141）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [情報公開等・委員会・審議会](#) ▶ [委員会・審議会](#) ▶ [会議開催結果](#) ▶ [令和7年度会議開催結果](#) ▶

令和7年度 第2回 四街道市都市計画審議会

令和7年度 第2回 四街道市都市計画審議会

更新：2026年2月12日

会議の開催結果について

1. 会議名

令和7年度 第2回 四街道市都市計画審議会

2. 開催日時

令和8年1月27日（火曜）午後2時から午後3時30分まで

3. 開催場所

四街道市役所本庁舎本館1号棟4階 第1・第2委員会室

4. 会議の概要

議案第1号 四街道市高度地区指定基準の制定について、諮問を行い、答申を得た。

また、以下の事項について、報告を行った。

1. 「千葉県広域都市計画マスタープラン（印旛広域都市圏）」に係る「四街道都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」について
2. 都市計画法第34条第11号に係る千葉県条例第3条の規定に基づく区域の指定（案）について
3. 市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラインについて
4. 特定生産緑地の指定解除について

5. 公開・非公開の別

公開

6. 傍聴人数

1人

7. 問合せ先

担当課名:都市計画課

電話番号:043-421-6141

📎 [会議資料（PDF：10.586KB）](#)

▶ [四街道市都市計画審議会の詳細](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

総務部総務課

電話：043-421-6101 043-421-6103（情報公開室）

[この担当課にメールを送る](#)

🏠 [ページの先頭へ](#)

令和7年度会議開催結果

▶ [令和7年度 第3回 四街道市生涯学習審議会（書面開催）](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市立図書館協議会（書面開催）](#)

▶ [令和7年度 第1回 四街道市職員倫理委員会](#)

▶ [令和7年度 第3回 四街道市社会教育委員会議](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市文化財審議会](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市子ども・子育て会議](#)

▶ [令和7年度 第3回 四街道市国民健康保険運営協議会](#)

▶ [令和7年度 第3回 四街道市みんなて地域づくり推進委員会](#)

▶ [令和7年度 第1回 四街道市環境審議会](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市生涯学習審議会](#)

▶ [令和7年度 第4回 四街道市住生活基本計画策定委員会（書面開催）](#)

▶ [令和7年度 第3回 四街道市地域包括支援センター運営等協議会](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市保健福祉審議会](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市都市計画審議会](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道市特別支援連携協議会](#)

▶ [令和7年度 第1回 四街道市スポーツ推進審議会](#)

▶ [令和7年度 第2回 四街道](#)

四 都 審 第 4 号

令和8年1月27日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市都市計画審議会

会長 寺 木 彰 浩



四街道市高度地区指定基準の制定について（答申）

令和8年1月27日付け都第158号で諮問のありましたこのことについて、
特に意見はありません。

議題（２）

令和７年度

市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】都市部土木課 管理係

行政活動の名称	四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定 (四街道市道路占用条例の一部を改正する条例の制定) (四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定) (四街道市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定)				
概 要	道路法施行令の改正に伴い、別表中の占用物件の区分を細分化及び追加するため並びにその他所要の規定を整備するもの。 併せて、関連する条例を改正した。				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	字句を変更する等軽易なもの、関係法令の改正に伴いその基準に基づき道路占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年10月29日 四街道市公告第244号		その他の公表 *1	市ホームページ R7年10月29日	
計画等決定時期 *2	R7年12月17日議決	行政活動実施時期 *3	R7年12月25日公布 R8年4月1日施行 (一部はR7年12月 25日施行)	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市道路占用条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	道路法施行令の改正に伴い、別表中の占用物件の区分を細分化及び追加するため並びにその他所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	字句を変更する等軽易なもの、関係法令の改正に伴いその基準に基づき道路占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	道路法施行令の改正に伴い実施する四街道市道路占用条例の改正に合わせ、法定外公共物に係る占用料の額、徴収方法、滞納に係る督促及び延滞金の徴収について準用するようにするため及びその他所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	字句を変更する等軽易なもの、関係法令の改正に伴いその基準に基づき法定外公共物の占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	道路法施行令の改正に準じ、別表中の準用河川における占用物件の区分の改定を行うため所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	関係法令の改正に準じその基準に基づき流水占用料及び土地占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年10月29日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

字句を変更する等輕易なもの、関係法令の改正に伴いその基準に基づき道路占用料を
改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第1号、
第3号及び第5号に該当するため。

- 3 その他
上記については、都市部土木課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。
なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30分
までとする。

- 4 問合せ先
都市部土木課（Tel 043-421-6143）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [過年度](#) ▶ [令和7年度](#) ▶

(市民参加手続の適用除外) 四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定

更新：2025年10月29日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

字句を変更する等軽易なもの、関係法令の改正に伴いその基準に基づき道路占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

都市部土木課

電話：043-421-6143

▶ [ページの先頭へ](#)

令和7年度

- ▶ [\(市民参加条例の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	令和7年内閣府令第80号及び第82号により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従い、又は参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年9月30日四街道市公告第222号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年9月30日		
計画等決定時期 *2	R7年12月17日議決	行政活動実施時期 *3	R7年12月25日公布 R7年12月25日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	令和7年内閣府令第80号及び第82号により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R7年12月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従い、又は参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年9月30日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。

（詳細な理由）

本件行政活動は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労
働省令第61号。以下「国基準」という。）の一部改正に伴うものであり、国基準に従
い、又は参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであ
ることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。（第6号については、
参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの）

3 その他

上記については、

健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
まで（令和7年10月1日以降は9時から16時30分まで）とする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（Tel 043—420—7526）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#) ▶

(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年9月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。

詳細な理由

本件行政活動は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「国基準」という。）の一部改正に伴うものであり、国基準に従い、又は参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。（第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの）

参照条文

（市民参加条例第6条第2項抜粋）

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

📄 [四街道市市民参加条例](#)

📄 [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

🏠 [ページの先頭へ](#)

📁 今年度

▶ （市民参加手続の適用除外）四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

📍 四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	令和7年内閣府令第80号により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」といいます。)が改正されたことに伴い、四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)における同様の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第6号に該当するため。(国基準に合わせるよう改めることから、第3号に準ずるもの)				
公表日(公告日)・公告番号	R7年10月6日 四街道市公告第229号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年9月26日		
計画等決定時期 *2	R7年12月17日議決	行政活動実施時期 *3	R7年12月25日公布 R7年12月25日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	令和7年内閣府令第80号により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」といいます。)が改正されたことに伴い、四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)における同様の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R7年12月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第6号に該当するため。(国基準に合わせるよう改めることから、第3号に準ずるもの)			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年10月6日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第6号に該当するため。

（詳細な理由）

本件行政活動は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年
厚生労働省令第63号。以下「国基準」という。）の一部改正に伴うものであり、参酌
した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、
条例第6条第2項第6号に該当するため。（国基準に合わせるよう改めることから、第
3号に準ずるもの）

3 その他

上記については、

健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分まで
とする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（TEL 043—420—7526）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#) ▶

(市民参加手続の適用除外) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年9月26日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第6号に該当するため。

詳細な理由

本件行政活動は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」といいます。）の一部改正に伴うものであり、参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第6号に該当するため。（国基準に合わせるよう改めることから、第3号に準ずるもの）

参照条文

（市民参加条例第6条第2項抜粋）

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

今年度

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	令和7年内閣府令第80号により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第20号)における同様の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従った結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年10月6日 四街道市公告第228号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年10月6日		
計画等決定時期 *2	R7年12月17日議決	行政活動実施時期 *3	R7年12月25日公布 R7年12月25日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	令和7年内閣府令第80号により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第20号)における同様の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R7年12月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従った結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメン			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年10月6日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

本件行政活動は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府
令第1号。以下「国基準」という。）の一部改正に伴うものであり、国基準に従った結
果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第
6条第2項第3号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30分
までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（Tel 043—420—7526）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年10月6日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

詳細な理由

本件行政活動は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。）の一部改正に伴うものであり、国基準に従った結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

■ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加条例の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市学校給食費の](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 危機管理監 危機管理室 危機管理係

行政活動の名称	四街道市国土強靱化地域計画の修正				
概 要	四街道市国土強靱化地域計画の一部について、実施過程に合わせた修正等を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	☐	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	☐	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	☐	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	☐	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	☐	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	☐	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒	第1号(軽易なもの)			
	☐	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	☐	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	☐	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	☐	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	☐	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	当該修正は、誤記の訂正、表記の統一ならびに計画書別記に掲げた「リスクシナリオごとの主な事業」については是正することが主であり、計画の幹となる部分である施策の方向性について変更等を行おうとするものではないことから、第6条第2項第1号の軽易なものに該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R8年3月3日 四街道市公告第46号	その他の公表 *1	市ホームページ R8年3月3日		
計画等決定時期 *2	R8年3月19日 修正	行政活動実施時期 *3	R8年3月19日 開始	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

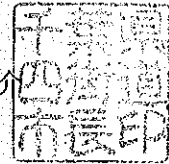
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市国土強靱化地域計画の修正			
概 要	四街道市国土強靱化地域計画の一部について、実施段階に合わせた修正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和8年3月修正 令和8年3月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	当該修正は、計画実施過程において、国土強靱化に向けた対応方策を具現化するものとして別記に掲げた「リスクシナリオごとの主な事業」の概要等について修正するものであり、計画の主たる部分である施策の方向性について変更等を行おうとするものではないことから、条例第6条第2項第1号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない
行政活動の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年 3月 3日

四街道市長 鈴木 陽介



1. 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国土強靱化地域計画の修正

2. 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号に該当するため

（詳細な理由）

当該修正は、誤りの訂正、表記の統一、ならびに計画書別記に掲げた「リスクシナリオごとの主な事業」については是正することが主であり、計画の主たる部分である施策の方向性について変更等を行おうとするものではないことから、第6条第2項第1号の軽易なものに該当するため。

3. その他

上記については、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から16時30分までとする。

4. 問合せ先

危機管理室（TEL 043-421-6102）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#) >

四街道市国土強靱化地域計画の修正

四街道市国土強靱化地域計画の修正

更新：2026年3月3日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国土強靱化地域計画の修正

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号に該当するため。

詳細な理由

計画実施段階において、該当する事業の概要の変更及び事業費の変更等軽易な修正を行うものであり、第6条第2項第1号に該当するため。

📄 [国土強靱化地域計画計画修正案（PDF：2.134KB）](#)

📄 [新旧対照表（PDF：245KB）](#)

📄 [修正概要（PDF：43KB）](#)

参照条文

（市民参加条例第6条第2項 抜粋）

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

📄 [四街道市市民参加条例](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室

電話：043-421-6102

▲ [ページの先頭へ](#)

📁 今年度

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [（市民参加条例の適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市学校給食費の](#)

実施状況シート 6 【適用除外】

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第 6 条第 2 項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	R7年11月施行の建築基準法施行令の一部改正に伴い、項ずれの修正を行うもので、第1号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年12月5日 四街道市公告第294号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年12月5日		
計画等決定時期 *2	R8年3月30日 議決	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年3月31日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年 3月公布 R8年 4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	令和7年11月施行の建築基準法施行令の一部改正に伴い、項ずれの修正を行うもので、第1号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年12月5日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号に該当するため。

（詳細な理由）

令和7年11月施行の建築基準法施行令の一部改正に伴い、項ずれの修正を行うも
ので、第1号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

都市部建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30
分までとする。

- 4 問合せ先

都市部建築課（Tel 043-421-6144）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加条例の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加条例の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年12月5日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第1号に該当するため。

詳細な理由

令和7年11月施行の建築基準法施行令の一部改正に伴い、項ずれの修正を行うもので、第1号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

都市部建築課

電話：043-421-6144・6147

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

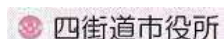
[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定](#)

[ページの先頭へ](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

実施状況シート 6 【適用除外】

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

行政活動の名称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定しているため、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備(簡易サウナ設備)に適用される基準を定める必要があることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準について、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第 6 条第 2 項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部が改正されたため、四街道市火災予防条例の一部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R7年12月17日 四街道市公告第306号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年12月17日		
計画等決定時期 *2	R8年3月30日 議決	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年3月31日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

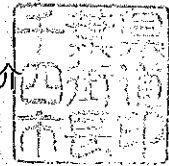
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定しているため、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備(簡易サウナ設備)に適用される基準を定める必要があることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準について、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月 公布 R8年3月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	対象火気設備等の種類及びその内容については、政令において総務省令で定めるものとされていること、同省令で定める条例制定基準については、消防法において市町村が従うべきとされている政令で定める基準の内、政令の委任を受けて定められているものであることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年12月17日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例
の制定に関する基準を定める省令の一部及び対象火気設備等及び対象火気器具等の隔
離距離に関する基準の一部が改正されたため、四街道市火災予防条例の一部改正を行
うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第2項第3号に該当
するため。

3 その他

上記については、

消防本部予防課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30
分までとする。

4 問合せ先

消防本部予防課（Tel 043—422—2485）

検索

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

更新日：2025年12月17日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動について、同条第3項の規定により公表します。

市民参加条例の対象としない行政活動の名称

四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

詳細な理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたため四街道市火災予防条例の一部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第2項第3号に該当するため。

参照条文

市民参加条例第6条第2項抜粋

2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例（外部リンク）](#)

[市民参加条例施行規則（外部リンク）](#)

お問い合わせ

消防本部予防課

電話：[043-422-0119](tel:043-422-0119)（代表）



実施状況シート 6 【適用除外】

【担当課・係名】 健康こども部保育課 保育係

行政活動の名称	四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定				
概 要	R8年度から子ども・子育て支援法(H24年法律第65号)に基づき、全国の自治体において新たに、乳児等のための支援給付が実施されることに伴い、特定乳児等通園支援事業を利用する、乳児等支援給付認定保護者が負担する費用等について、必要な事項を定めるもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☒ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第 6 条第 2 項)	☐ 第1号(輕易なもの)				
	☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの)				
	☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)				
	☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)				
	☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)				
	☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	利用者負担及び負担軽減については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき内閣府令において定める公定価格等に基づき規定するものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R8年1月20日 四街道市公告第16号		その他の公表 *1	市ホームページ R8年1月15日	
計画等決定時期 *2	R8年3月30日 議決	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年4月1日 施行	実施段階(PDCA) *4	P
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 保育係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定			
概 要	R8年度から子ども・子育て支援法(H24年法律第65号)に基づき、全国の自治体において新たに、乳児等のための支援給付が実施されることに伴い、特定乳児等通園支援事業を利用する、乳児等支援給付認定保護者が負担する費用等について、必要な事項を定めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☒ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月 公布 R8年4月 施行	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	利用者負担及び減免については、内閣府令で定める公定価格等に基づき規定することから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年1月20日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等
通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

利用者負担及び負担軽減については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第6
5号）の規定に基づき内閣府令において定める公定価格等に基づき規定するものであ
ることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30
分までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（Tel 043—421—2238）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#) ▶

(市民参加手続きの適用除外) 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定

(市民参加手続きの適用除外) 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定

更新：2026年1月15日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続きの対象としない行政活動の名称

四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定

市民参加手続きの対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

詳細な理由

利用者負担及び負担軽減については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき内閣府令において定める公定価格等に基づき規定するものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加条例の適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定				
概 要	R8年度から全国の市町村において、子ども・子育て支援法(H24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく乳児等のための支援給付を実施することに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営について、法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により条例で基準を定めるもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
	☐ 第1号(輕易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
	法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「国基準」という。)に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)				
	公表日(公告日)・公告番号	R7年12月26日四街道市公告第313号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年12月26日	
	計画等決定時期 *2	R8年3月30日議決	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4 P
	*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)				

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定			
概 要	R8年度から全国の市町村において、子ども・子育て支援法(H24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく乳児等のための支援給付を実施することに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営について、法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により条例で基準を定めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月 公布 R8年4月 施行	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(R7年内閣府令第95号。以下「国基準」という。)に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年12月26日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。

（詳細な理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第
46条第3項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内
閣府令第95号。以下「国基準」という。）に従い、又は参酌した結果、本件行政活動
により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項
第3号及び第6号に該当するため。（第6号については、参酌すべき基準部分も国基準
に則っていることから、第3号に準ずるもの）

3 その他

上記については、
健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（Tel. 043—420—7526）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#) ▶

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

更新：2025年12月26日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。

詳細な理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「国基準」という。）に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。（第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの）

参照条文

（市民参加条例第6条第2項抜粋）

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

📄 [四街道市市民参加条例](#)

📄 [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

🏠 [ページの先頭へ](#)

📅 今年度

- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [四街道市国土強靱化地域計画の修正](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加条例の適用除外）四街道市手数料条例の](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定				
概 要	①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 R8年4月1日から実施する特定乳児等通園支援事業の費用の受領についての規定及びその他所要の規定を整備するもの。 ②四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則 児童福祉法(S22年法律第164号)第34条の15第1項の規定に基づき、四街道市立保育所において特定乳児等通園支援事業を実施するために必要な事項を定めるもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☒ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 本件行政活動は、四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。 ②四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則 本件行政活動は、四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、国が定める法令や公定価格等の内容に基づき給付対象となる標準を上限としていること及びその他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R8年1月9日 四街道市公告第10号	その他の公表 *1	市ホームページ R8年1月9日		
計画等決定時期 *2	①R8年3月30日議決 ②R8年3月30日決裁	行政活動実施時期 *3	①及び② R8年3月31日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	①A ②P
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定			
概 要	①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 R8年4月1日から実施する乳児等通園支援事業の費用の受領についての規定及びその他所要の規定を整備するもの。 ②四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第1項の規定に基づき、四街道市立保育所において乳児等通園支援事業を実施するために必要な事項を定めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☒ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	①A ②P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 本件行政活動は、四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、第6条第2項第5号に該当するため。 ②四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則 本件行政活動は、四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、国が定める法令や公定価格等の内容に基づき給付対象となる標準を上限としていること及びその他金銭の徴収に関するものであることから、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年1月9日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立
保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

- ①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
条例第6条第2項第5号に該当するため。
- ②四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

- ①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
本件行政活動は、四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に係る利用
料等に関する規定を定めるものであり、その他金銭の徴収に関するものであること
から、条例第6条第2項第5号に該当するため。
- ②四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則
本件行政活動は、四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に係る利用
料等に関する規定を定めるものであり、国が定める法令や公定価格等の内容に基づ
き給付対象となる標準を上限としていること及びその他金銭の徴収に関するもので
あることから、条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く 9 時 0 0 分から 1 6 時 3 0 分
までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課 (Tel. 043—420—7526)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#) ▶

(市民参加手続の適用除外) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定

更新：2026年1月9日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定

市民参加手続の対象としない理由

- (1) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
条例第6条第2項第5号に該当するため。
- (2) 四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

詳細な理由

- (1) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
本件行政活動は、四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。
- (2) 四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則
本件行政活動は、四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、国が定める法令や公定価格等の内容に基づき給付対象となる標準を上限として行うこと及びその他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

- (市民参加条例第6条第2項抜粋)
- 2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
 - (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [四街道市国土強靱化地域計画の修正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加条例の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	子ども・子育て支援法等の一部改正、地方税施行令の一部改正及び国民健康保険事業の健全な運営を図るため所要の規定の整備を行うものです。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の追加、賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R8年2月2日 四街道市公告第28号	その他の公表 *1	市ホームページ R8年2月2日		
計画等決定時期 *2	R8年3月30日 議決	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	子ども・子育て支援法等の一部改正、地方税施行令の一部改正及び国民健康保険事業の健全な運営を図るため所要の規定の整備を行うものです。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月 公布 R8年4月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の追加、賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

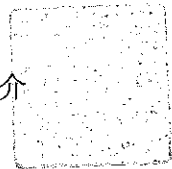
市民参加推進評価委員会コメント
適切である。

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年2月2日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額等の追加、賦課限度額及び税率を
改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するた
め。

- 3 その他

上記については、

健康こども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

- 4 問合せ先

健康こども部国保年金課（Tel043—421—6125）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2026年2月2日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため

詳細な理由

国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額等の追加、賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)[市民参加条例施行規則](#)

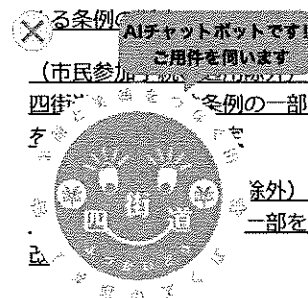
お問い合わせ

健康子ども部国保年金課

電話：043-421-2103（給付管理係）・043-421-6125（資格保険税係）・043-421-6126（高齢者医療年金係 高齢者医療担当）・043-420-7523（高齢者医療年金係 国民年金担当）

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)[四街道市国土強靱化地域計画の修正](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)[ページの先頭へ](#)

実施状況シート 6 【適用除外】

【担当課・係名】 総務部総務課 文書法務係

行政活動の名称	四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	行政手続法の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことにより所要の規定の整備を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☒ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	本件行政活動は行政手続法(平成5年法律第88号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は同法に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R8年1月13日 四街道市公告第11号	その他の公表 *1	市ホームページ R8年1月13日		
計画等決定時期 *2	R8年3月30日 議決	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年5月21日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部総務課 文書法務係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	行政手続法の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことにより所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☒ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月公布 R8年5月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は行政手続法(H5年法律第88号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は同法に合わせるよう改めるものであることから、第6条第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年1月13日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

本件行政活動は行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴うものであり、
同活動による改正箇所は同法に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条
第2項第3号に該当するため。

- 3 その他

上記については、
総務部総務課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分まで
とする。

- 4 問合せ先

総務部総務課（Tel 043—421—6101）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定

更新：2026年1月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

詳細な理由

本件行政活動は行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は同法に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

参照条文

- (市民参加条例第6条第2項抜粋)
- 2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
 - (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

[四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

総務部総務課

電話：043-421-6101 043-421-6103（情報公開室）

この担当課にメールを送る

[ページの先頭へ](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[四街道市国土強靱化地域計画の修正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部](#)

修正

AIチャットボットです！
ご用件を伺います

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 福祉サービス部 高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しにより介護保険料の収入不足が生じることを防ぐために行われた介護保険法施行令の改正に伴い、四街道市介護保険条例の一部を改正するもの				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであるため、第5号適用				
公表日(公告日)・ 公告番号	R8年1月22日 四街道市公告第19号	その他の公表 *1	市ホームページ R8年1月22日		
計画等決定時期 *2	R8年3月30日 議決	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年3月31日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部 高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しにより介護保険料の収入不足が生じることを防ぐために行われた介護保険法施行令の改正に伴い、四街道市介護保険条例の一部を改正するもの			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年4月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであるため第5号適用			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

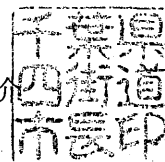
市民参加推進評価委員会コメント
適切である。

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年1月22日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

- 3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までと
する。

- 4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課（Tel 043—420—7522）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

更新：2026年1月22日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

詳細な理由

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例

四街道市市民参加条例施行規則

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-420-7522（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

この担当課にメールを送る

今年度

（市民参加手続の適用除外）
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市国民健康保険税条例
の一部を改正する条例の制定

四街道市国土強靱化地域計画 の修正

(市民参加手続の適用除外)
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市国民健康保険税条例
の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市介護保険条例の一部
を改正する条例の制定

（市民参加手続きの適用除外）四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市行政手続条例の一部
を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市立保育所の設置及び
管理に関する条例の一部を改
正する条例及び四街道市立保
育所における乳児等通園支援
事業の実施に関する規則の制
定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市特定乳児等通園支援
事業の運営に関する基準を定
める条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市火災予防条例の一部


改正す AIチャットボットです！
ご利用を伺います
 (市民参加条例(適用除外))
 四街と笑顔をつなぐ例の一部を

 (除外)
 等の一
 訂定

[ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動の名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R8年3月25日 四街道市公告第54号	その他の公表 *1	市ホームページ R8年3月25日		
計画等決定時期 *2	R8年3月31日 制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、sC:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

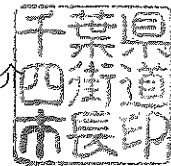
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年3月25日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法等の一部改正に伴う市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から16時30分までとする。

- 4 問合せ先

総務部課税課（Tel. 043-421-6116・6117）

検索

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

更新日：2026年3月25日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴う市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例（外部リンク）](#)

[市民参加条例施行規則（外部リンク）](#)

お問い合わせ

課税課 土地係・家屋係

電話：[043-421-6116](tel:043-421-6116)（土地係：土地に関すること） [043-421-6116](tel:043-421-6116)（家屋係：家屋・償却資産に関すること）



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係、土地係、家屋係

行政活動の名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税の免税点引き上げなどの所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税の免税点引き上げなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R8年3月25日 四街道市公告第53号	その他の公表 *1	市ホームページ R8年3月25日		
計画等決定時期 *2	R8年3月31日制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係・土地係・家屋係

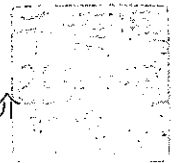
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税の免税点引き上げなどの所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税の免税点引き上げなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年3月25日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税の免税点
引き上げなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、
法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、
第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から16時30分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課（TEL 043-421-6114・6116・6117）

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2026年3月25日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため、

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税の免税点引き上げなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

市民参加条例

市民参加条例施行規則

お問い合わせ

課税課

電話：043-421-6114（市民税係）、043-421-6116（土地係）、043-421-6117（家屋係）

今年度

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市国民健康保険税条例
の一部を改正する条例の制定

四街道市国土強靱化地域計画
の修正

（市民参加手続の適用除外）
四街道市都市計画税条例の一
部を改正する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市国民健康保険税条例
の一部を改正する条例の制定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市介護保険条例の一部
を改正する条例の制定

（市民参加手続きの適用除外）四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市行政手続条例の一部
を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市立保育所の設置及び
管理に関する条例の一部を改
正する条例及び四街道市立保
育所における乳児等通園支援
事業の実施に関する規則の制
定

（市民参加手続の適用除外）
四街道市特定乳児等通園支援
事業の運営に関する基準を定
める条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市火災予防条例の一部

（市民参加条例（適用除外））
四街、笑顔をつなぐ条例の一部を


 除(外)
 等の一
 制定

[ページの先頭へ](#)

✕ 改正す AIチャットボットです!
ご用件を伺います

（市民参加条例（適用除外））
四街、笑顔をつなぐ条例の一部を


 四街道
 除()
 等の一
 制定

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R8年3月23日 四街道市公告第52号	その他の公表 *1	市ホームページ R8年3月23日		
計画等決定時期 *2	R8年3月31日制定 (専決)	行政活動実施時期 *3	R8年3月31日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名 称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。			

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント

項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

--

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和8年3月23日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時から16時30分までとする。

4 問合せ先

健康こども部国保年金課（Tel043—421—6125）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2026年3月23日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部国保年金課

電話：043-421-2103（給付管理係）・043-421-6125（資格保険係）・043-421-6126（高齢者医療年金係 高齢者医療担当）・043-420-7523（高齢者医療年金係 国民年金担当）

[この担当課にメールを送る](#)

[今年度](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[四街道市国土強靱化地域計画の修正](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[ページの先頭へ](#)

議題（３）

令和８年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課地域づくり係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	みんなで地域づくり指針の改訂			
概 要	社会情勢の変化等に伴い、H20年に制定した本指針について、基本的な考え方を変えることなく、みんなで地域づくり指針の位置づけや領域、現状と課題、今後の方向性等を改めて整理する。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R9年3月公布 R9年3月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	みんなで地域づくり指針改訂(案)に係るパブリックコメント	指針改訂案の市民意見の聴取のため。	市民等	R8年11月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	みんなで地域づくり推進委員会の開催	指針の改訂において専門的、総合的な立場から意見をいただくため。	有識者、地域づくりを担う主体、市民公募委員2名	R8年8月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	立地適正化計画の策定			
概 要	都市再生特別措置法第81条の規定により、立地適正化の基本的方針を定め、居住機能や都市機能を誘導する区域(居住誘導区域・都市機能誘導区域)や誘導するための施策・事業、防災指針等を定める計画を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R10年3月公布 R10年4月施行	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	立地適正化計画(案)に係るパブリックコメント	立地適正化計画(案)に対する市民意見を募集するため	市民等	R9年度
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市都市計画審議会	立地適正化計画(案)に対する諮問を行うため	委員13名(うち公募委員3名)	R9年度
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	・パネル展示・オープンハウス ・住民説明会	・(骨子案)を周知するため ・(素案)を周知するとともに意見を求めるため	市民等	・R9年1月 ・R9年度
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市国土強靱化地域計画の修正			
概 要	四街道市国土強靱化地域計画の一部について、実施段階に合わせた修正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R9年3月 修正 R9年3月 施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第 6 条第 2 項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	当該修正は、計画書別記に掲げた「リスクシナリオごとの主な事業」については是正することが主であり、計画の幹となる部分である施策の方向性について変更等を行おうとするものではないことから、第6条第2項第1号の軽易なものに該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第 7 条第 1 項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第 1 号)				
意見交換会手続 (第 2 号)				
審議会等手続 (第 3 号)				
市民会議手続 (第 4 号)				
その他の方法 (第 5 号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	R7年内閣府令第104号、R8年内閣府令第3号及び第10号により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(H26年厚生労働省令第61号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(H26年条例第16号)における同様の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年6月公布 R8年6月施行 第14条改正規定は R8年12月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従い、又は参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	適切である。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(R6年内閣府令第18号)の改正により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(H26年厚生労働省令第61号。以下「国基準」という。)に係る附則が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(R6年条例第27号)における同様の規定を整備し、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(H26年条例第16号)に係る附則について国基準と同様に改めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年6月公布 R8年6月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従った結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	R8年内閣府令第3号により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(H26年内閣府令第39号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(H26年条例第15号)における同様の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年6月 公布 R8年6月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従い、又は参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(R7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(R7年条例第20号)における同様の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年6月公布 R8年12月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従った結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備及びバリアフリー改修が行われた一定の特別特定建築物に対する課税標準の特例措置の特例割合を条例で制定する規定が設けられ、本市においてもその特例割合を制定するもので、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年6月公布 R8年6月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、課税標準の特例措置の特例割合を条例で制定する規定が追加され、本市においてもその特例割合を制定するもので、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例に係る特例割合を定める規定、その他所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年6月公布 R8年6月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、バリアフリー改修が行われた一定の特別特定建築物に対する課税標準の特例措置が設けられ、その特例割合を参酌の3分の1と制定並びに当該特例の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定の制定及び項ずれを反映させるものであり、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

議題（４）

市民参加手続の実施予定・実施状況の公表について

四街道市公告第170号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の実施予定等の
公表について

四街道市市民参加条例第16条の規定により、令和8年度市民参加手続の実施
予定等について、下記のとおり公表する。

令和8年6月26日

四街道市長 鈴木 陽介



記

- 1 令和8年度市民参加手続の実施予定
別表1のとおり
- 2 令和7年度市民参加手続の実施状況等
別表2、別表3のとおり
- 3 令和7年度市民提案手続の提案状況
別表4のとおり

No.	行政活動		行政活動の類型 (注1)	実施方法	実施予定時期	担当課
	名称	概要				
1	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則及び四街道市保育所等における保育の利用の調整に関する事務取扱要領の一部を改正する告示の制定	共働き世帯が増加し、働き方やライフスタイルの変化に伴い、利用希望市民のニーズも多様化していることから、保育所等の申込状況を踏まえた、より適切な利用調整を実施するために改正するもの。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続	令和8年4月	健康こども部 保育課
2	四街道市障害者日常生活用具給付等規則の一部を改正する規則の制定	身体に障がいのある方や難病患者等の日常生活をより快適にするため、日常生活用具を給付しています。今回、近隣市の制度を比較調査し、現状に合わせた用具の昇直しや追加を行うとともに、こどもの所得制限の撤廃、規則全体の整理を行う。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続	令和8年4月～令和8年5月	福祉サービス部 障がい者支援課
3	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第10期計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者の保健・福祉全般や介護保険サービスの施策の方向性について定めるもの。(計画期間:令和9年度から令和11年度)	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和9年2月	福祉サービス部 高齢者支援課
				審議会等手続	令和8年5月～令和9年1月	
				その他の方法(市民アンケート)	令和8年5月～令和8年6月	
				その他の方法(介護団体・事業者意見聴取)	令和8年2月～令和8年7月	
4	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画のガイドラインの策定	市街化調整区域について、都市的土地利用が図れる土地については第6次産業の活用や工業、物流施設等の産業立地を検討できるようにするため、土地利用方針及び地区計画のガイドラインを策定する。	第6条 第4項	意見提出手続	令和8年12月	都市部 都市計画課
				審議会等手続	令和7年10月～令和9年2月	
				その他の方法(住民説明会)	令和8年7月	
5	みんなで地域づくり指針の改訂	社会情勢の変化等に伴い、平成20年に制定した本指針について、基本的な考え方を变えることなく、みんなで地域づくり指針の位置づけや領域、現状と課題、今後の方向性等を改めて整理する。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和8年11月	地域共創部 みんなで課
				審議会等手続	令和8年8月	
6	四街道駅北口第1自転車駐車場他整備計画について	四街道駅北口第1自転車駐車場は老朽化に伴い、今後、北口第1自転車駐車場等を再整備するにあたり、事業費がおおむね5億円以上となることから意見募集を行うとともに都市施設として北口第1自転車駐車場については都市計画決定されていることから都市計画変更手続を行う。	第6条 第1項 第4号	意見提出手続	令和8年9月	都市部 土木課
				審議会等手続	令和9年2月	
7	第4次四街道市男女共同参画推進計画の中間年の見直し	令和4年度から令和13年度を計画期間とする第4次四街道市男女共同参画推進計画に係る中間年の見直しにおいて、市民意識調査により男女共同参画に関する意識を把握し、計画の見直し案を作成する。また、審議会において計画の見直し案について諮問答申を行い、パブリックコメントを通じた計画の見直しを行う。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和9年1月	地域共創部 みんなで課
				審議会等手続	令和8年10月、令和8年11月	
				その他の方法(意識調査)	令和8年1月(実施済)	

No.	行政活動			行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施予定時期	担当課
	名称	概要					
8	第五次四街道市子ども読書活動推進計画の策定	「四街道市第2期教育振興基本計画」の基本理念の実現に向け、四街道市の子どもたちが読書活動を通して、言葉、感性、表現力、想像力、豊かな心、知る喜び等、市民が生涯にわたって学び続けるための力を育むことができるよう、計画を策定する。	第6条 第4項	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法(アンケート)	令和8年11月 令和7年7月～令和8年10月 令和7年10月(実施済)	教育部 指導課	
9	立地適正化計画の策定	都市再生特別措置法第81条の規定により、立地適正化の基本的方針を定め、居住機能や都市機能を誘導する区域(居住誘導区域・都市機能誘導区域)や誘導するための施策・事業、防災指針等を定める計画を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 (パネル展示・オープンハウス ・住民説明会)	令和9年度 令和9年度 令和9年1月 令和9年度	都市部 都市計画課	

(注1)《行政活動の種類》

第6条第1項による区分

第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更

第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記以外の行政活動

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施時期	実施結果	担当課
	名称	概要					
1	文化センター改修工事に係る計画の策定	四街道市公共施設個別施設設計画において、文化センターの改修を位置付けており、施設の長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインに則した改修工事を実施するための計画を策定するもの。	第6条 第1項 第4号	意見提出手続 市民会議手続	令和 7 年 4 月 16 日 ～ 令和 7 年 5 月 15 日 令和 6 年 8 月 4 日 ～ 令和 7 年 2 月 2 日	意見提出 5人、15件 構成員 延べ61人	経営企画部 管財課
2	四街道市手話言語条例の制定	手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及について、市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進に係る施策の推進のため、条例を制定する。	第6条 第1項 第2号	意見提出手続 審議会等手続	令和 7 年 5 月 24 日 ～ 令和 7 年 6 月 22 日 令和 7 年 5 月 19 日 ～ 令和 7 年 5 月 19 日	意見提出 0人、0件 1回開催 委員15人	福祉サービス部 障がい者支援課
3	四街道市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の制定	性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会を目指し、四街道市男女共同参画推進計画を策定し、計画に基づく様々な取組みを行っている。 そこで、計画が掲げているめざす社会のすがた「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を実現するための1つとして、全国的に広がっているパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する。	第6条 第1項 第5号	意見提出手続 審議会等手続	令和 7 年 12 月 16 日 ～ 令和 8 年 1 月 14 日 令和 7 年 10 月 23 日 ～ 令和 7 年 10 月 23 日	意見提出 1人、1件 1回開催 委員13人	地域共創部 みんなて課
4	四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定	一般廃棄物処理基本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づいて市町村が策定するものであり、「ごみ処理」及び「生活排水」について、中・長期的な視点(10年間)廃棄物処理に関する基本的な方針を明確にするもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和 7 年 12 月 15 日 ～ 令和 8 年 1 月 15 日 令和 7 年 2 月 13 日 ～ 令和 7 年 11 月 26 日	意見提出 0人、0件 5回開催 構成員15人	環境部 廃棄物対策課
5	四街道市高度地区指定基準の制定	今まで県が策定していた指定基準に準じて都市計画決定を行っていたが、手続きを適切に進めるために、指定基準等を市が主体的に策定し住民に示す。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続 審議会等手続	令和 7 年 11 月 18 日 ～ 令和 7 年 12 月 18 日 令和 8 年 1 月 27 日 ～ 令和 8 年 1 月 27 日	意見提出 0人、0件 1回開催 委員11人	都市部 都市計画課
6	四街道市多文化共生推進プランの策定	本市の外国人市民の増加とニーズの多様化を踏まえて、多文化共生社会の推進を図るため、本市の多文化共生推進施策を体系的に整理するプランを策定する。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 (アンケート)	令和 8 年 1 月 6 日 ～ 令和 8 年 2 月 4 日 令和 7 年 5 月 18 日 ～ 令和 7 年 11 月 23 日 令和 6 年 12 月 1 日 ～ 令和 6 年 12 月 13 日	意見提出 4人、14件 3回開催 委員8人 回答者 958人	地域共創部 みんなて課
7	住生活基本計画の策定	四街道市における住宅政策を総合的かつ体系的に推進するための基本となる「四街道市住生活基本計画」を改定するもの。 第2次計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和 7 年 12 月 15 日 ～ 令和 8 年 1 月 14 日 令和 7 年 7 月 29 日 ～ 令和 8 年 2 月 9 日	意見提出 0人、0件 5回開催 委員10人	都市部 建築課
8	四街道市子ども計画の一部変更	「乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)」が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から新たな給付として全国の自治体において開始されること、また、「満3歳以上限定小規模保育事業」が児童福祉法に基づき創設されたことに伴い、これらの事業に係る内容は、計画への必須記載事項となったことから、本市における対応を計画に加えるもの	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和 8 年 1 月 23 日 ～ 令和 8 年 2 月 24 日 令和 7 年 11 月 12 日 ～ 令和 7 年 11 月 12 日	意見提出 0人、0件 1回開催 委員15人	健康こども部 子育て支援課

9	第5次四街道市障がい者基本計画の策定	第5次四街道市障がい者基本計画は、障害者基本法に基づき、障がいの有無に関わらず、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み支え合うというインクルージョンの考え方をもとに、障がいのある人もない人も思いやりと支え合いの中で自分らしく安心して暮らせるまちを目指し、障がいのある方への支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和 8 年 2 月 13 日 ～ 令和 8 年 3 月 16 日	意見提出 2人、6件	福祉サービス部 障がい者支援課
					令和 6 年 7 月 29 日 ～ 令和 8 年 2 月 6 日	4回開催 委員15人	
					令和 6 年 6 月 20 日 ～ 令和 6 年 9 月 24 日	市民回答者 2,578人 事業所回答数 51団体 障がい者団体回 答数 8団体	
					その他の方法 (アンケート)		
10	第4次四街道市地域福祉計画の策定	社会福祉法第107条に基づき地域における福祉施策を総合的に推進する計画	第6条 第1項 第1号	意見提出手続	令和 8 年 2 月 13 日 ～ 令和 8 年 3 月 16 日	意見提出 1人、9件	福祉サービス部 社会福祉課
					令和 7 年 5 月 19 日 ～ 令和 8 年 2 月 6 日	5回開催 委員15人	
					令和 7 年 6 月 3 日 ～ 令和 7 年 6 月 25 日	回答者 市民 1,049人 地域福祉関連団 体 30団体	
					その他の方法 (意見交換会)	地域福祉関連団 体 24団体	

(注1)《行政活動の種類》
第6条第1項による区分
第1号 市の基本構想、基本計画その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
第6条第4項
上記各号に該当しない行政活動で任意に市民参加手続を行う場合

No.	行政活動		施行時期	行政活動の類型 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
1	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の制定	令和8年度から子ども、子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき新たな給付対象として全国の自治体において実施される乳児等通園支援事業の設備及び運営について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定により条例で基準を定めるもの。	令和7年9月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号、第6号	児童福祉法第34条の16第2項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)に従い、又は参照した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するたため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)	健康こども部 保育課
2	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	基幹業務のシステム標準化に伴い、新たな証明書の発行が開始されること及びその発行に関連して単位、種類の変更を行い、標準化移行後においても、適正な手数料を徴収する必要があることから、当条例の一部の改正を行うもの。	令和7年11月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	基幹業務のシステム標準化に伴う新たな証明書の発行に関連する単位、種類の変更であり、手数料の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。	総務部 課税課
3	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準の一部改正に伴い、地質検査における測定方法の改正を行うもの。	令和7年11月	第6条 第1項 第6号	第6条 第2項 第3号	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年条例第1号)第6条において「土砂等の埋立て等」に使用される土砂等の安全基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。と規定されており、環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準の一部改正に伴う土質分析方法の改正であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。	環境部 環境政策課
4	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の制定	令和7年内閣府令第80号により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第20号)における同様の規定を整備するもの。	令和7年12月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に合わせた結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。	健康こども部 保育課
5	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の制定	令和7年内閣府令第80号及び第82号により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定を整備するもの。	令和7年12月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号、第6号	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従い、又は参照した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)	健康こども部 保育課
6	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	令和7年内閣府令第80号により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)における同様の規定を整備するもの。	令和7年12月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第6号	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第6号に該当するたため。(国基準に合わせるよう改めることから、第3号に準ずるもの)	健康こども部 保育課
7	四街道市道路占用条例の一部を改正する条例の制定	道路法施行令の改正に伴い、別表中の占用物件の区分を細分化及び追加するため並びにその他所要の規定を整備するもの。	令和7年12月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第6号	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第6号に該当するたため。(国基準に合わせるよう改めることから、第3号に準ずるもの)	健康こども部 保育課
8	四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定	道路法施行令の改正に伴い実施する四街道市道路占用条例の改正に合わせ、法定外公共物に係る占用料の額、徴収方法、滞納に係る督促及び延滞金の徴収について適用するようにするため及びその他所要の規定の整備を行うもの。	令和8年4月 (一部は 令和7年12月)	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号、第3号、第5号	字句を変更する等軽易なもの、関係法令の改正に伴いその基準に基づき道路占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	都市部 土木課
9	四街道市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定	道路法施行令の改正に準じ、別表中の準用河川における占用物件の区分の改定を行うため所要の規定を整備するもの。	令和8年4月 (一部は 令和7年12月)	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号、第5号	関係法令の改正に準じその基準に基づき流水占用料及び土地占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するたため。	都市部 土木課

No.	行政活動		実施時期	行政活動の類型 (注1)	対象としない 根拠(注2)	対象としない 具体的な理由	担当課
	名称	概要					
10	四街道市国土強靱化地域計画の修正	四街道市国土強靱化地域計画の一部について、実施過程に合わせた修正等を行うもの。	令和8年3月	第6条 第1項 第1号	第6条 第2項 第1号	当該修正は、誤記の訂正、表記の統一ならびに計画書別記に掲げた「リスクシナリオ」ごとの主な事業については正すことが主であり、計画の枠となる部分である施策の方向性について変更等を行うものではないことから、第6条第2項第1号の軽易なものに該当するため。	危機管理監 危機管理室
11	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和8年3月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号	令和7年11月施行の建築基準法施行令の一部改正に伴い、項すれの修正を行うもので、第1号に該当するため。	都市部 建築課
12	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することと想定しているため、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備(簡易サウナ設備)に適用される基準を定める必要があることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準について、所要の改正を行うもの。	令和8年3月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたため、四街道市火災予防条例の一部改正を行うものであり、法令の基準に基づいて行うものであることから、第2項第3号に該当するため。	消防本部 予防課
13	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しにより介護保険料の収入不足が生じること防ぐために行われた介護保険法施行令の改正に伴い、四街道市介護保険条例の一部を改正するもの。	令和8年3月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	介護保険料の賦課徴収に関するものであるため、第5号適用	福祉サービス部 高齢者支援課
14	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	令和8年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号、第3号、第5号	地方税法等の一部改正に伴い市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、法令引用条文等の項すれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課税課
15	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税の免税点引き上げなどの所要の改正を行うもの。	令和8年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号、第3号、第5号	地方税法等の一部改正に伴う、軽自動車税環境性能割の廃止、固定資産税の免税点引き上げなど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の条項すれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。	総務部 課税課
16	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。	令和8年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号、第5号	地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税決定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。	健康こども部 国民健康課
17	四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定	令和8年度から全国の市町村において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく乳児等のための支援給付を実施することに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営について、法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により条例で基準を定めるもの。	令和8年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号、第6号	子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「国基準」という。))に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)	健康こども部 保育課
18	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	子ども・子育て支援法等の一部改正、地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険事業の健全な運営を図るため所要の規定の整備を行うもの。	令和8年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の追加、賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。	健康こども部 国民健康課

No.	行政活動		実施時期	行政活動の類型 (注1)	対象としない根拠(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
19	四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 四街道市立保育所及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定	①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 令和8年4月1日から実施する特定乳児等通園支援事業の費用の受領についての規定及びその他の必要事項を定めるもの。 ②四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則 令和8年4月1日から実施する特定乳児等通園支援事業の費用の受領についての規定及びその他の必要事項を定めるもの。 ③四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則 令和8年4月1日から実施する特定乳児等通園支援事業の費用の受領についての規定及びその他の必要事項を定めるもの。 ④四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則 令和8年4月1日から実施する特定乳児等通園支援事業の費用の受領についての規定及びその他の必要事項を定めるもの。	令和8年4月	第6条 第1項 第5号	第6条 第2項 第3号 第5号	①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 本件行政活動は、四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、その他の金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。 ②四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に関する規則 本件行政活動は、四街道市立保育所における特定乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、国が定める法令や公定価格等の内容に基づき給付対象となる標準を上限としていることとその他の金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。	健康こども部 保育課
20	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	学校給食法第11条に規定する学校給食費の額の改定を行うもの。	令和8年4月	第6条 第1項 第5号	第6条 第2項 第5号	その他金銭の徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。	教育部 指導課
21	四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定	令和8年度から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、全国の自治体において新たに、乳児等のための支援給付が実施されることに伴い、特定乳児等通園支援事業を利用する、乳児等支援給付認定保護者が負担する費用等について、必要な事項を定めるもの。	令和8年4月	第6条 第1項 第6号	第6条 第2項 第3号	利用者負担及び負担軽減については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき規定することから、条例第6条第2項第3号に該当するため。	健康こども部 保育課
22	四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定	行政手続法の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことにより所要の整備を行うもの。	令和8年5月	第6条 第1項 第2号	第6条 第2項 第3号	本件行政活動は行政手続法(平成5年法律第88号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は同法に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。	総務部 総務課

(注1)《行政活動の種類》

第6条第1項による区分

第1号 市の基本構想、基本計画その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

第3号 市民等に義務を課すること又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更

第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記以外の行政活動

(注2)《対象としない根拠》

第6条第2項による区分

第1号 軽易なもの

第2号 緊急に行わなければならないもの

第3号 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの

第4号 市の機関内部の事務処理に関するもの

第5号 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

第6号 その他前各号に準ずるもの

令和7年度 市民提案手続の提案状況

[別表4]

第1回提案手続

期間： 令和7年5月15日(木) ～ 令和7年6月16日(月)
提案はありませんでした。

第2回提案手続

期間： 令和7年11月14日(金) ～ 令和7年12月15日(月)
提案はありませんでした。